

# 助成申請書

申請日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所

申請団体の名称

代表者の氏名

印

法人番号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

1. 申請団体の名称：

2. 申請団体の住所：

3. 資金分配団体等としての

業務を行う事務所の所在地：

4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等

（1）欠格事由について

（2）公正な事業実施について

（3）規程類の後日提出について

（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）

（4）情報公開について（情報公開同意書）

5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

| 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|---------|--------|------------|
| ※4      | ※4     | ※4         |

### ※記入上の注意点

- 1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

## 1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
  - （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - （2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
  - （3）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
  - （5）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体等の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
  - （1）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - （2）この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

### ※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

## 2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体等としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体等に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
  - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体等に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

**※注意点**

資金分配団体等に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

**3 規程類の後日提出について（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）**

当団体は、資金分配団体等としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

**4 情報公開について(情報公開同意書)**

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体等としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

## 選定結果・申請時提出書類の情報公開について

### 1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

### 2. 公開する情報について

#### (1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 ※「資金分配団体の公募」通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

#### (2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで開催すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について申請時に登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※<sup>1</sup>がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。



「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

○：公開対象

| 申請時提出書類                        | 「資金分配団体」<br>の公募 |     | 「活動支援団体」<br>の公募 |
|--------------------------------|-----------------|-----|-----------------|
|                                | 通常枠             | 緊急枠 |                 |
| 1 助成申請書                        | ○               |     |                 |
| 2 事業計画書                        | ○               |     |                 |
| 3 資金計画書等                       | ○               |     |                 |
| 4 団体情報                         | ○               |     |                 |
| 5 役員名簿                         | ○               |     |                 |
| 6 規程類必須項目確認書（規程類確認書）           | ○               |     |                 |
| 7 定款                           | ○               |     |                 |
| 8 規程類                          | ○               |     | ○               |
| 9 登記事項証明書（全部事項証明書）             | ○               |     | ○               |
| 10 事業報告書（過去3年分）                | ○               |     | ○               |
| 11 決算報告書類（過去3年分）               | ○※2             | ○※3 | — ※2            |
| 12 事前評価結果                      |                 |     | ○               |
| 13 安全管理・危機管理実施体制表              | ○※4             |     |                 |
| 以上に加え、コンソーシアムで申請の場合            |                 |     |                 |
| ・ コンソーシアムの実施体制表                | ○               |     |                 |
| ・ コンソーシアムに関する誓約書               | ○               |     |                 |
| ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての申請書類 | 上記取扱いに準じる       |     |                 |

- ※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。
- ※2 「資金分配団体の公募」通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業、「活動支援団体の公募」については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。
- ※3 前年度分のみとなります。
- ※4 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

以上

睡眠預金活用事業 事業計画書 【2023年度 活動支援団体】

|        |         |
|--------|---------|
| 必須入力セル | 申請時入力不要 |
| 任意入力セル |         |

## 基本情報

|         |        |                             |                  |
|---------|--------|-----------------------------|------------------|
| 申請団体    |        | 活動支援団体                      |                  |
| 活動支援団体  | 事業名（主） | ソーシャルセクター・事業リーダー発掘・育成・連携事業  |                  |
|         | 事業名（副） | ～九州で課題解決にチャレンジャーを増やすプロジェクト～ |                  |
|         | 団体名    | 一般社団法人 SINKa                | コンソーシアムの有無<br>なし |
| 支援対象区分  |        | ①資金支援の担い手育成                 |                  |
| 支援内容分野1 |        | A事業実施                       |                  |
| 支援内容分野2 |        | B組織運営                       |                  |
| 支援内容分野3 |        | C広報・ファンドレイジング               |                  |
| 支援内容分野4 |        | D社会的インパクト評価                 |                  |

## 優先的に解決すべき社会の諸課題

| 領域／分野          |                                                                                                                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇              | (1) 子ども及び若者の支援に係る活動 <ul style="list-style-type: none"><li>① 経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援</li><li>② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援</li><li>③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援</li><li>④ その他</li></ul>    |
|                | (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 <ul style="list-style-type: none"><li>① 働くことが困難な人への支援</li><li>② 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援</li><li>③ 女性の経済的自立への支援</li><li>④ その他</li></ul>            |
|                | (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 <ul style="list-style-type: none"><li>① 地域での働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援</li><li>② 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援</li><li>③ その他</li></ul> |
| その他の解決すべき社会の課題 | 市民公益活動における公益性の高い分野の事業化支援（教育、環境、自然エネルギー、スポーツ、文化、まちづくり）<br>人口減少により自治体税収減による行政サービス事業の衰退<br>若者の地方離れ、農林水産業就業人口の高齢化と減少                                                                   |

## SDGsとの関連

| ゴール              | ターゲット                                                                                     | 関連性の説明                                                |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 4.質の高い教育をみんなに    | 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | 子どもの教育支援を通じて、教育についての格差を無くす。                           |
| 8.働きがいも経済成長も     | 8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。             | 障がい者の働き先とのミスマッチを解消することで働きがいのある人間らしい仕事に結びつける。          |
| 11.住み続けられるまちづくりを | 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。                    | 九州における支援者ネットワークの連携を強化し、持続可能な地域づくり、まちづくりに繋げる           |
| 12.つくる責任つかう責任    | 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。                     | 九州における各地域に根差した持続可能な生産、消費の推進を通じて自然環境に調和した生活環境への意識を高める。 |
| 13.気候変動に具体的な対策を  | 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。                                    | 自然災害に対する民間のネットワークを構築し、災害への備え、災害発生後の支援体制を構築する。         |

## 1. 团体概要

|                                                                                                                                                                                                                                        |          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1)設立目的・理念                                                                                                                                                                                                                             | 200/200年 |
| <p>人々が集い感動できる豊かな地域社会を子供達に繋ぐ。Change！感動・共感ビジネスで九州から世の中をより良く変える</p> <p>社会的課題をビジネス手法で解決し、暮らしの向上実現</p> <p>1 社会的起業家（人・チェンジメーカー）・社会的活動（事業・ソーシャルビジネス）、社会的企業（組織・ソーシャルセクター）の発掘・育成</p> <p>2 テーマ別コミュニティとネットワークづくり</p> <p>3 当法人の目的を達成するために必要な事業</p> |          |
| (2)団体の主な活動                                                                                                                                                                                                                             | 200/200年 |
| <p>九州・全国での社会起業家創出支援ネットワークを母体として、公益活動団体支援、人材育成・教育事業、企業の社会貢献・CSV・SB事業、事業型NPO育成事業、各種セミナー開催等の事業を通じて、人・事業・組織を創り出し、100を超える組織・事業を輩出し、社会を豊かにする取り組みを展開</p> <p>中山間地の再生、災害支援活動しながらソーシャルビジネス創り</p> <p>近年は、休眠預金等活用事業に参画、資金分配団体として全国で活動</p>          |          |

## II.事業概要

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |          |      |           |      |       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|-----------|------|-------|
| 実施時期 | (開始)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2024/6/1 | (終了) | 2027/3/31 | 対象地域 | 九州・沖縄 |
| 事業概要 | <p>ソーシャルセクター・事業リーダーを育成し、休眠預金へチャレンジ。</p> <p>九州の地域課題を解決するために、資金分配団体の空白地域をなくし、九州中に休眠預金資金による公益活動を活性化し、事業として継続させることが必要である。</p> <p>そのために、休眠預金事業の認知を広め、資金分配団体として活動する団体を育成するプログラムを実施すると同時に地域に根づくソーシャルセクターとしての自立をめざす。</p> <p>対象地域は、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を主とした九州・沖縄地域。</p> <p>支援対象は、これから資金分配団体をめざす団体および個人、過去に申請したが不採択だった団体とする。</p> <p>支援プログラムは、「地域での説明会（地域と連携）」「重点分野の研修・面談」「マッチング」を主とし、各団体の課題を「個別研修」で支援する。</p> <p>研修内容は、4分野（事業実施・組織運営・広報・評価）はどれも欠かせない要素であるため、各分野で重点分野の研修を実施する。殆どの団体に知識・経験がないインパクト評価やソーシャルビジネスに必要な社会課題の深堀りや事業の収益性確保等の研修を実施する。</p> <p>支援対象団体の公募は2024年と2025年の2回実施し、計10～12団体を支援する。休眠預金通常枠での資金分配団体への申請をターゲットとして設定し、資金分配団体に採択されるまでは申請支援を行い、採択後には2027年2月までに個別相談や研修を必要に応じて実施する。</p> <p>実施体制は、支援プログラム各分野の専門家チームを組織し、休眠預金事業のノウハウと実績を備えた社内スタッフにより運営する。また、地域の行政や商工会、JA等との連携を図るとともに、必要に応じて税理士、中小企業診断士、社労士等とのマッチングを促進することにより、本事業終了後を含めた地域課題解決のための体制づくりを行う。</p> <p>これまでに資金分配団体として全国で活動してきた団体の担当者も巻き込み、強化をはかる。</p> |          |      |           |      |       |

799/800字

## 国・事業の背景・課題

[illegible]

#### IV.活動支援プログラムの内容

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------|
| (1)支援対象団体数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2回の公募により、計10～12団体 | 395/400件 |
| <p>(2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容</p> <p>九州で地域課題の解決が進んでいないエリアとして、JANPIAによる資金分配団体「空白地帯」が上げられ、奥崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県で主に活動している団体への支援を想定している。</p>                                                                                                                                                                                                  |                   |          |
| <p>そのため、A) 事業実施とB) 組織運営を重点に支援プログラムを実施するとともに、ソーシャルビジネス研修も組み込み、事業の持続拡大を支援する。</p> <p>公募を2回実施し、1回目に鹿児島県奄美群島、大分県、宮崎県、長崎県平戸を中心に8団体を、2回目に熊本県人吉、奥崎県平戸、宮崎県、鹿児島県大隅等から4団体への支援を想定している。</p>                                                                                                                                                                             |                   |          |
| (2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   | 317/400件 |
| <p>これまでの個別相談等から、支援対象となる地域と団体の絞り込みはできている。</p> <p>団体は法人格を問わず、株式会社や任意団体も含む。地域特性を生かしながら、組織連携を強化して、申請時には法人格取得を前提とする。</p> <p>個人は地域課題に取り組んでいる個人や企業、金融機関、行政OB等、中間支援、地域リーダーとして活動する意欲を備えた人を想定している。</p> <p>団体は3名以上で実施していることを前提とし事業収益3000円以上、1人で活動している場合は個人としての対象とし、これまでの経験でも単体では申請できない団体が多く、そこは他の団体との連携やコンソーシアムとしての組織づくりを支援していきたい、地域ネットワークを構築しながら実行団体、関係者を増やしていく。</p> |                   |          |

(3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）

九州のどの地域にもソーシャルセクターとして課題解決の担い手が存在し、資金分配団体により事業資金事業への投融資が進み、事業が有効に機能している。また、行政や地域団体等との協力体制が構築される。それにより課題解決のための人材と資金が投入され、ソーシャルビジネスやイノベーションの導入により、自立した地域をめざして課題解決にチャレンジする可能性が広がっている。

176/200字

| (4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）                               |                                                                                                     |      |          | 85/100字 |                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|---------|----------------------------------------------------|
| 活動支援プログラムの目的                                                                          | 指標                                                                                                  | 100字 | 初期値/初期状態 | 100字    | 目標値/目標状態（目標達成時期） 100字                              |
| 九州各地でソーシャルビジネスにより地域課題を解決するソーシャルセクターと事業リーダーが育成され、地域の行政や関係者と連携して、体験資金を活用した事業にチャレンジしている。 | 各地域のステークホルダー数にヒアリングを行い、本事業の影響として、地域で活動する人たちにどのような変化が起きたか、それらは将来的な視点から九州沖縄地方で有効に活用され続けるかについて聞き取りを行う。 | なし   |          |         | 認知拡大・関係者増加・地域信頼のしくみにおいて、各地域で良い影響が生じている。（定性的な評価とする） |

| (4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）                                                                         |      |                                                                                                             |      |          |          |      |            |      |                                                               |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|----------|------|------------|------|---------------------------------------------------------------|------|
| 短期アウトカム                                                                                              | 100字 | 指標                                                                                                          | 100字 | モニタリング指標 | 初期値/初期状態 | 100字 | 中間評価時の値/状態 | 100字 | 目標値/目標状態（目標達成時期）                                              | 100字 |
| (1)九州沖縄の空白地域で、休暇預金活用事業の認知が拡大されている。また、休暇預金に新たに休暇預金活用事業に参加（申請、協力）してみたいという団体が地方で数多く輩出されている状態。           |      | 説明会の参加者の内アンケートにて「休暇預金活用事業の活用方法を知らなかった」と答えた人のなかで、各自の活動において活用のきっかけとなったか。（説明会時アンケート、定期的にヒアリング）                 |      | ○        | 未実施の為0人  |      |            |      | 32人が参加したい又は既にしている（アウトプット②の80人のうち40%）                          |      |
| (2)九州沖縄の空白地域で、本プログラムにより地域課題解決の担い手が育成され、その関係者や協力者が数多くおり、担い手が活動している地域への波及効果が生じている状態。                   |      | 支援対象団体が、本プログラムによって増えた関係者及び協力者の数（関係者及び協力者：取引先や連携を行っている、すでに事業に協力している、協力をお願いしたう意欲的に動いてくれる団体や個人とする）             |      | ○        | 未実施の為0人  |      |            |      | 180<br>（支援対象団体12団体×関係者及び協力者15）                                |      |
| (3)活動支援団体が、地域課題を持続的に解決するために必要な組織基盤強化やネットワーク作り、社会的インパクト評価等について本プログラムで習得し、それを地域の新たな地域課題解決の担い手育成に寄与できる。 |      | 支援対象団体に3か月ごとにヒアリングとチェックシートにより判断。<br>①各支援により自団体組織基盤強化やスキルアップにつながったか。<br>②各支援を他の担い手に伝えることが可能であり、その対象は想定されているか |      | ○        | 未実施の為0人  |      |            |      | ①各支援に対して各支援対象団体の理解度として70%<br>②各支援対象団体が想定できている状態。<br>（定性的評価指標） |      |

団体の要請により、  
「当団体オリジナルのアイデアが  
含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

| (4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）                                                                                                                                                                            | 200字 | 時期・期間                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------|
| (1)-(1)-(1)説明会（地域関係性作り）：地域で行う説明会の下準備。単なる地域で開催した説明会とならないように、地域の自治体や様々なステークホルダー、休眠預金活用事業について詳しく知らなかった団体も多く招待を行う。その為に、SINKaのもつネットワークを利用し各地域の影響力がある人などを巻き込みながら、新たな人材との連携が生じるきっかけの場となるように各地域で関係性作りを事前に行う。 |      | 2024年4月～7月、2025年4月～6月。 |
| (1)-(2)-(2)説明会（実施）：九州沖縄地方において、まだ休眠預金事業の活用が届いていない空白地域を対象に、これらの地域でも地域振興や社会的課題の解決に休眠預金を活用する方法についての説明会を開催。休眠預金活用事業の具体的な内容、活用方法、申請の手順などについて詳しく説明する。具体的な事例紹介や質疑応答の時間も設け、参加者の疑問や不安を解消することにも注力する。            |      |                        |
| (2)-(3)-(1)ネットワーク作り：Facebook,LINE,X,InstagramなどのSNSの活用や地域プラットフォームの作成などによる、地域課題解決地域ネットワークを構築する。また、構築方法などのノウハウを活動支援団体に伝え、自主的なネットワークの構築と運営を推奨する。                                                        |      | 2024年5月～2027年2月        |
| (2)-(4)-(2)マッチング（人材集め）：地域課題解決の手助けがしたいという主業や専門家を集め、休眠預金活用事業や支援対象団体の活動について十分な理解を促した上で参画してもらい、SINKaでリスト化する。                                                                                             |      | 2024年5月～2027年2月        |
| (2)-(5)-(3)マッチング（実施）：地域課題解決の手助けがしたいという主業や専門家と、活動支援団体とのマッチングを行う。その際には各団体の不足している点を補いながら、人材不足を解消し、組織の連携の拡大を図ることに留意する。                                                                                   |      | 2024年5月～2027年2月        |
| (3)-(7)-(1)個別相談（資金分配団体として採択されるまで）：実施者は伴走経験者とする。<br>1回2時間程度、1団体8回程度（2回現地、6回オンライン）研修の内容を実践レベルに深める、団体ごとに弱い分野を中心に強化していく。                                                                                 |      | 2024年8月～2027年2月        |
| (3)-(7)-(2)個別相談（資金分配団体として採択された後）：実施者は伴走経験者とする。<br>1回1～1.5時間、1団体につき月1回程度実践レベルで弱い部分を中心に強化していく。                                                                                                         |      | 2024年12月～2027年2月       |
| (3)-(6)-(3)研修（休眠預金活用事業を既に活用している団体との交流開拓）：支援対象団体と、休眠預金活用事業を既に活用している団体との交流開拓の場を設ける。その際に、休眠預金活用事業を既に活用している団体は活動支援団体と地域的な関連性や活動内容の親和性などを検討材料に選定する。                                                       |      | 2024年5月～2027年2月        |
| (3)-(7)-(4)研修（資金分配団体として採択されるまで）：実施者は事務局、専門家、各POとする。<br>1泊2日（90分×6コマ程度）、インプット＋ワークショップとし、現地視察も含む。参加者は1活動支援団体2名以上（代表、事務局長、総務）or 個人参加。動画撮影しその後はアーカイブ配信。内容は「休眠預金アンケート」結果と支援対象団体へのヒアリングにより詳細を決定する。         |      | 2024年8月～2027年2月        |
| (3)-(7)-(5)研修（資金分配団体として採択された後）：実施者は事務局、専門家、各POとする。<br>資金分配団体の能力、状況を鑑み必要に応じて研修を行う。                                                                                                                    |      | 2024年12月～2027年2月       |

| (4)-5 インプット |                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 人材          | <p>団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)</p> <p>[Redacted names and roles]</p> |
| 資機材         | <p>動画撮影用カメラ1台、動画編集用PC1台<br/>プロジェクター1台、スクリーン1台</p>                                       |

団体の要請により、  
「当団体オリジナルのアイデアが  
含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

#### V.支援対象団体の募集/選定

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 募集方法や案件発掘の工夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 197/200字  |
| 公募情報は当団体のHPやFacebook等で公開するが、<br>資金分配団体の空白地帯を中心に、4地域で説明会を開催するが、事前に行政や地域団体の説明を行い、参加者や案件の発掘を行う。公募は2回実施する。<br>候補団体へ個別面談を行い、地域の課題と案件の確認を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |
| (2) 支援対象団体が抱える課題の検証方法（組織診断方法等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 901/1000字 |
| 地域課題は各地域の環境により差があるため、基礎的な団体概要と将来分析を把握する。<br>支援対象団体が抱える課題の検証方法として、以下の5点を設定している。<br>①個別相談によるヒアリング<br>相談団体から提出された相談シートを利用し、地域での課題や団体としての課題をヒアリングして現状把握する。<br>個別面談を繰り返す中で、課題の整理や検証、休職預金事業への事業立案等を行うことで、課題が浮き彫りになることが多い。<br>②申請団体による事業計画概要フォーマット<br>事業計画として、課題や最終受益者、実施体制を含む事業スキーム、希望する支援プログラムの他、団体の事業内容や組織概要等も記載してもらう。<br>計画書は説明会への参加受付時に団体へ配付し、説明会に持参してもらう。<br>③公募説明会における個別面談<br>休職預金事業や活動支援プログラム等の説明後に団体個別に面談し、提出された事業計画書をもとに、計画の詳細を確認し取り、各団体の抱える課題と必要な支援プログラムを抽出する。<br>休職預金事業への情報不足や誤解がある場合には、詳細を説明しながら団体の持つ課題を再整理し、足りない力を理解して専門家を選ぶことにつながる。<br>④候補団体への現地訪問<br>説明会終了後、支援対象の候補団体に対して、活動の現地を訪問し、団体概要や地域課題、解決活動などに関して確認を行うとともに、代表や担当者、地域住民からも意見徴収する。<br>また、今後の活動に関して連携できそうな団体、個人についてヒアリングを実施する。<br>⑤アンケート回答からの確認<br>3月に当団体で実施した「SDGs・休職預金事業に関するアンケート」により、地域や団体からうえている課題として回答されたものを候補団体へ投げかけ、同じような課題が存在していないか確認する。<br>当団体では、候補団体が認識している地域課題や事業立案の課題の他、組織運営上の課題や休職預金事業申請への課題、事業継続への課題等も支援対象とどうえ、地域での連携体制づくりやソーシャルビジネス、イノベーションの研修等もプログラムに組み込むこととしている。そのため、関係者へのヒアリングやアンケートを繰り返し実施することで検証していく。 |           |
| (3) 休職預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 200/200字  |
| 2021年度通常時の資金分配団体として実行団体への支援を行っているが、当団体も実行団体5団体も全てHPやSNSで活動内容を発信している。<br>本事業においても、公募開始から事業終了まで当団体のHPやSNS等を通じて、全ての事業について随時公開することで事業の透明性を確保する。<br>関係先からの問い合わせ等に関しても、迅速かつ適正に対応している。<br>これを機に、ソーシャルセクターを推進する情報発信を強化する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |

## VI. 主な実績と実施体制

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 専門性・産地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 399/400字 |
| <p>団体設立して約18年間、ソーシャルビジネスの創出、育成に取り組んでいる。</p> <p>Facebookを中心としたSINKaのネットワークコミュニティ参加者は8,000名を超え、毎月開催している「ソーシャルビジネス・SDGs研究会」は、2019年以降だけでも68人が登壇し、650名が参加し、多くのソーシャルセクター団体と人材を生み出してきた。</p> <p>休眠預金等活用事業に関しても、「九州休眠預金実践経営戦略会議」を毎月開催して46回を数え、毎回資金分配団体や実行団体の事業経験者が事例発表し、300名以上が参加している。</p> <p>2020年度以降、資金分配団体として3回休眠預金事業に取組み、17の実行団体へ伴走支援を行ってきた。</p> <p>特にソーシャルビジネス分野では、九州でこれまでに採択された3事業のうち、2事業が当団体を資金分配団体（コンソーシアム含む）としており、地域課題をビジネスによって解決する事業を継続させている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |          |
| (2) 支援実績と成果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 799/800字 |
| <p>○ソーシャルビジネス・SDGs研究会（毎月定例）：プレゼンテーション人数68 参加者634（2019以降）</p> <p>○遠賀町起業支援セミナー、ビジネス交流会：プレゼンテーション人数279</p> <p>○九州グリーン購入ネットワーク ステップアップセミナー：プレゼンテーション人数15 参加者92</p> <p>○九州休眠預金実践経営戦略会議（46回開催）：プレゼンテーション人数（資金分配団体11、実行団体15、JANPIA2、その他8、オンライン参加者319（直近2年間）。その後資金分配団体のネットワークも構築し、意見交換する場を設置。</p> <p>○東北、鹿児島、奄美群島の3地域では地域フォーラムを開催し、説明会と個別相談を繰り返して申請まで支援している。</p> <p>○実行団体の伴走支援や企画立案、申請支援も10団体を超える。また、単体でチャレンジできない団体を当団体とコンソーシアム組むことで申請するケースが6事業ほどある。</p> <p>○休眠預金等活用事業で、資金分配団体として伴走支援してきた実行団体（合計17団体）</p> <p>【福岡子ども若者・高齢者応援活動創出事業】（2020年度緊急特・事業終了）</p> <p>認定特定非常営利活動法人 チャイルドケアセンター</p> <p>NPO法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ</p> <p>一般社団法人umau.</p> <p>一般社団法人Kids Code Club</p> <p>一般社団法人OMUTABRIDGE</p> <p>NPO法人発達障がい者就労支援 ゆあしっぷ</p> <p>【SB第3世代による九州位置（地域）価値創出事業】（2021年度通常特）</p> <p>株式会社イノP</p> <p>一般社団法人E-Yoron</p> <p>一般社団法人MIT</p> <p>大牟田ビンテージのまち株式会社</p> <p>株式会社フリップザミント</p> <p>【地域のスターな農家による農福連携事業】（2022年度通常特・コンソーシアム）</p> <p>株式会社なかせ農園</p> <p>有限会社耕佑</p> <p>株式会社山都でしか</p> <p>株式会社春日農園</p> <p>一般財団法人みらい創造財団朝日のある家</p> <p>株式会社常葉ファーム</p> |          |
| (3) 支援ノウハウ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 399/400字 |
| <p>○事業型NPO育成事業 NPOマネジメント強化プロジェクト（福岡県）</p> <p>・2011年度、2012年度ビジコン（43団体）、2012年度ビジネスプランプレゼンテーション（8団体）</p> <p>○事業型NPO展開支援事業（福岡県）</p> <p>・助言指導（4団体）</p> <p>○内閣府社会的インパクト評価普及・啓発実践研修</p> <p>○遠賀町起業支援施設運営業務</p> <p>・交流会、セミナーの開催、起業相談対応（伴走支援）</p> <p>○福岡県NPO・ボランティアセンター運営業務</p> <p>・施設運営及び相談対応（伴走支援）</p> <p>○九州休眠預金実践経営戦略会議（46回開催）による、休眠預金実践団体の事例学習</p> <p>○SB/cb SDGs研究会（毎月開催）による、ソーシャルビジネス事例研究</p> <p>○公益活動団体アンケート調査（7回実施）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |          |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (4) 実施体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 399/400字 |
| <p>SINKa代表理事、理事による企画立案、全体調整のもと、SINKaスタッフによる支援運営チーム、外部専門家による専門的サポートチーム、休眠預金事業等の経験者による先輩・経験者チームの連携により支援プログラムを実施する。</p> <p>支援運営チームは、事業全体の進行管理を事務局として担う他、広報、評価等、プログラムを俯瞰してアウトプット、アウトカムの達成に向けて推進する。</p> <p>専門的サポートチームは、事業立案から組織体制、あるいは能力開発や販路開拓といった、支援対象団体の個別の課題に応じた支援、指導を、支援運営チームと一体となって実施する。</p> <p>先輩・経験者チームは、地域課題に取り組んだ事例に基づき、支援対象団体の組織体制や地域特性などに即したアドバイスを行う。</p> <p>地域行政や各種団体等と連携した「ソーシャルセクター創出推進機構」を組織化し、資金分配団体への申請や地域での持続的な課題解決に取り組む体制を構築する。</p> |          |
| (5) コンソーシアム利用有無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | なし       |

|                             |       |        |
|-----------------------------|-------|--------|
| (6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名） |       |        |
| 氏名                          | 役割・役職 | 実績・資格等 |
|                             |       |        |

|                                                                                                                                                                                                                        |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (7) ガバナンス・コンプライアンス体制                                                                                                                                                                                                   | 183/400字 |
| <p>・ガバナンス・コンプライアンスについては、内部統制やリスクマネジメントを向上させる部門により適切に統制を行う。</p> <p>・当団 thể理事の犬堂良太氏を担当として、コンプライアンス委員会の設置等の順守等を通じた適切な事業執行体制を構築する。</p> <p>・外部専門家にも研修と資料を配布により徹底させる。</p> <p>・支援対象団体においては、提出書類から確認して、不備な点は専門家を交えて整備していく。</p> |          |



休眠預金活用事業 評価計画書

必須入力セル

任意入力セル

基本情報

|         |        |                               |            |  |    |
|---------|--------|-------------------------------|------------|--|----|
| 申請団体    |        | 活動支援団体                        |            |  |    |
| 活動支援団体  | 事業名（主） | ソーシャルセクター・事業リーダー発掘・育成・連携事業    |            |  |    |
|         | 事業名（副） | ～九州で課題解決にチャレンジする地域を増やすプロジェクト～ |            |  |    |
|         | 団体名    | 一般社団法人 SINKa                  | コンソーシアムの有無 |  | なし |
| 支援対象区分  |        | ①資金支援の担い手育成                   |            |  |    |
| 支援内容分野1 |        | A事業実施                         |            |  |    |
| 支援内容分野2 |        | B組織運営                         |            |  |    |
| 支援内容分野3 |        | C広報・ファンドレイジング                 |            |  |    |
| 支援内容分野4 |        | D社会的インパクト評価                   |            |  |    |

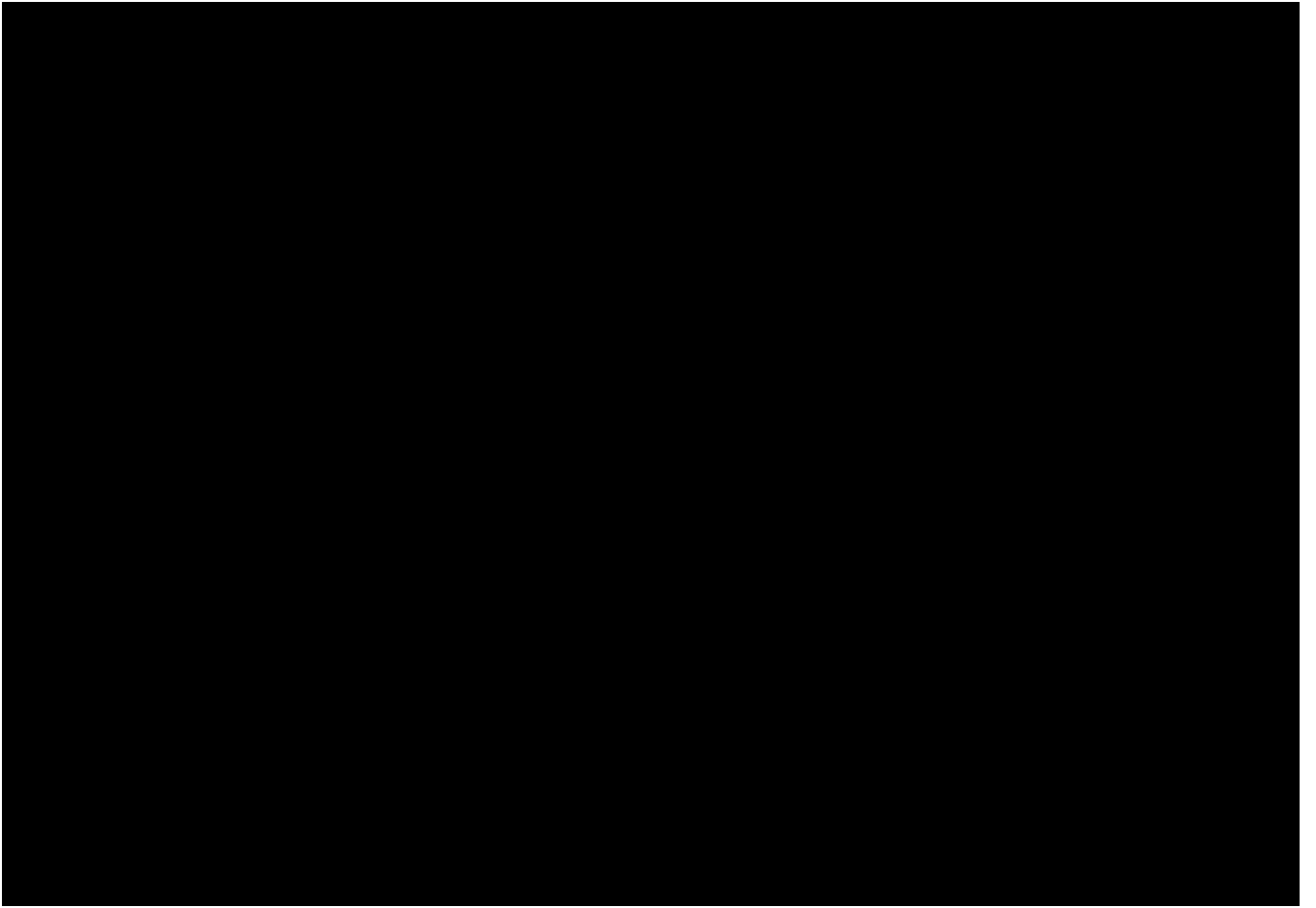
I.評価スケジュール・実施体制・評価の目的

|            | 事前評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 中間評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 事後評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 追跡評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価計画の見直し時期 | 2024年3月-4月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2026年10月-11月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2026年10月-11月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2027年10月-11月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 実施時期       | 2024年3月-4月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2026年12月-2027年1月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2026年12月-2027年1月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2027年12月-2028年1月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 提出時期       | 2024年4月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2027年2月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2027年2月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2028年2月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 実施体制       | SINKa事務局、各PO、分野ごとの専門家及び評価の専門家を加えた体制とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | SINKa事務局、各PO、分野ごとの専門家及び評価の専門家を加えた体制とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | SINKa事務局、各PO、分野ごとの専門家及び評価の専門家を加えた体制とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | SINKa事務局、各PO、分野ごとの専門家及び評価の専門家を加えた体制とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 評価目的       | 休眠預金活用事業における自己評価の質を向上させる上で、社会的インパクト評価の実施は中心的な役割を果たす。この評価を深化させるためには、専門家による研修を受け、評価技術を磨くことが重要である。また、評価プロセスにおいては、地域や関係者からのフィードバックを積極的に取り入れ、多角的な視点からの分析を行うことが求められる。<br>尚、外部からの客観的な調査や分析も組み込むことで、活動が実際に地域社会に与える影響を正確に把握し、さらには、これらの評価を基にした改善策の検討が可能になる。このようにして得られた知見を活動支援団体に共有させることで、より効果的かつ実効性の高い社会課題解決に向けた活動を展開することができるようになる。このプロセスにより、事業の透明性を高め、社会からの信頼をより一層確固たるものとする予定。事前評価においては、課題の抽出、プログラムの有効性や効果について重要視する。 | 休眠預金活用事業における自己評価の質を向上させる上で、社会的インパクト評価の実施は中心的な役割を果たす。この評価を深化させるためには、専門家による研修を受け、評価技術を磨くことが重要である。また、評価プロセスにおいては、地域や関係者からのフィードバックを積極的に取り入れ、多角的な視点からの分析を行うことが求められる。<br>尚、外部からの客観的な調査や分析も組み込むことで、活動が実際に地域社会に与える影響を正確に把握し、さらには、これらの評価を基にした改善策の検討が可能になる。このようにして得られた知見を活動支援団体に共有させることで、より効果的かつ実効性の高い社会課題解決に向けた活動を展開することができるようになる。このプロセスにより、事業の透明性を高め、社会からの信頼をより一層確固たるものとする予定。中間評価においては、評価方法や評価計画の見直し及び振り返りを重要視する。 | 休眠預金活用事業における自己評価の質を向上させる上で、社会的インパクト評価の実施は中心的な役割を果たす。この評価を深化させるためには、専門家による研修を受け、評価技術を磨くことが重要である。また、評価プロセスにおいては、地域や関係者からのフィードバックを積極的に取り入れ、多角的な視点からの分析を行うことが求められる。<br>尚、外部からの客観的な調査や分析も組み込むことで、活動が実際に地域社会に与える影響を正確に把握し、さらには、これらの評価を基にした改善策の検討が可能になる。このようにして得られた知見を活動支援団体に共有させることで、より効果的かつ実効性の高い社会課題解決に向けた活動を展開することができるようになる。このプロセスにより、事業の透明性を高め、社会からの信頼をより一層確固たるものとする予定。事後評価においては、3年間の活動を自己評価する方法を確立させる事、また対外的に表現する事を重要視する。 | 休眠預金活用事業における自己評価の質を向上させる上で、社会的インパクト評価の実施は中心的な役割を果たす。この評価を深化させるためには、専門家による研修を受け、評価技術を磨くことが重要である。また、評価プロセスにおいては、地域や関係者からのフィードバックを積極的に取り入れ、多角的な視点からの分析を行うことが求められる。<br>尚、外部からの客観的な調査や分析も組み込むことで、活動が実際に地域社会に与える影響を正確に把握し、さらには、これらの評価を基にした改善策の検討が可能になる。このようにして得られた知見を活動支援団体に共有させることで、より効果的かつ実効性の高い社会課題解決に向けた活動を展開することができるようになる。このプロセスにより、事業の透明性を高め、社会からの信頼をより一層確固たるものとする予定。追跡評価については、波及効果について重要視する。 |

II.事業設計図（ロジックモデル・セオリーオブチェンジ等自由選択）







# 事前評価報告

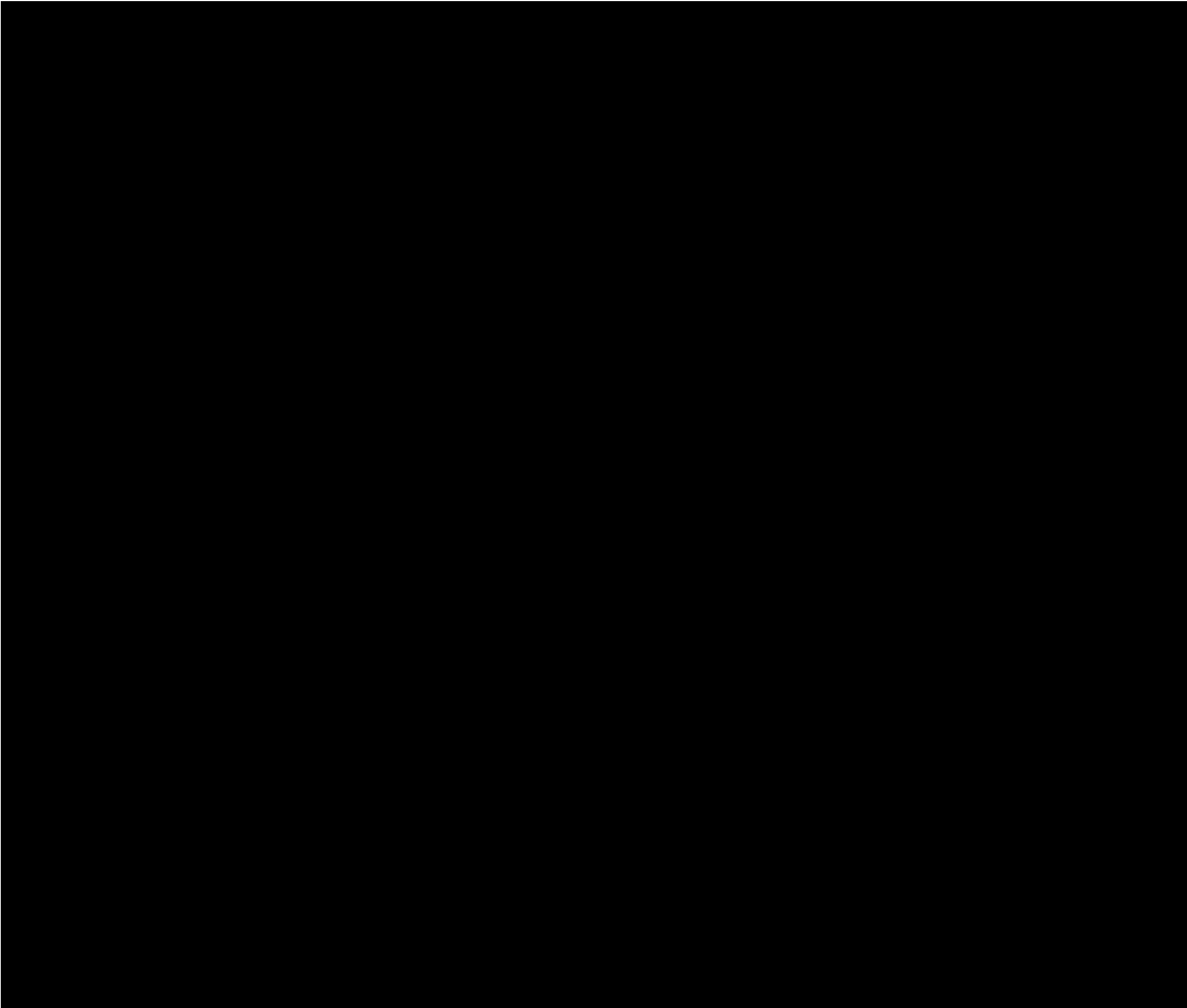
- 提出日：2024年 4月 12日
- 事業名：ソーシャルセクター・事業リーダー発掘・育成・連携事業
- 活動支援団体：一般社団法人 SINKa

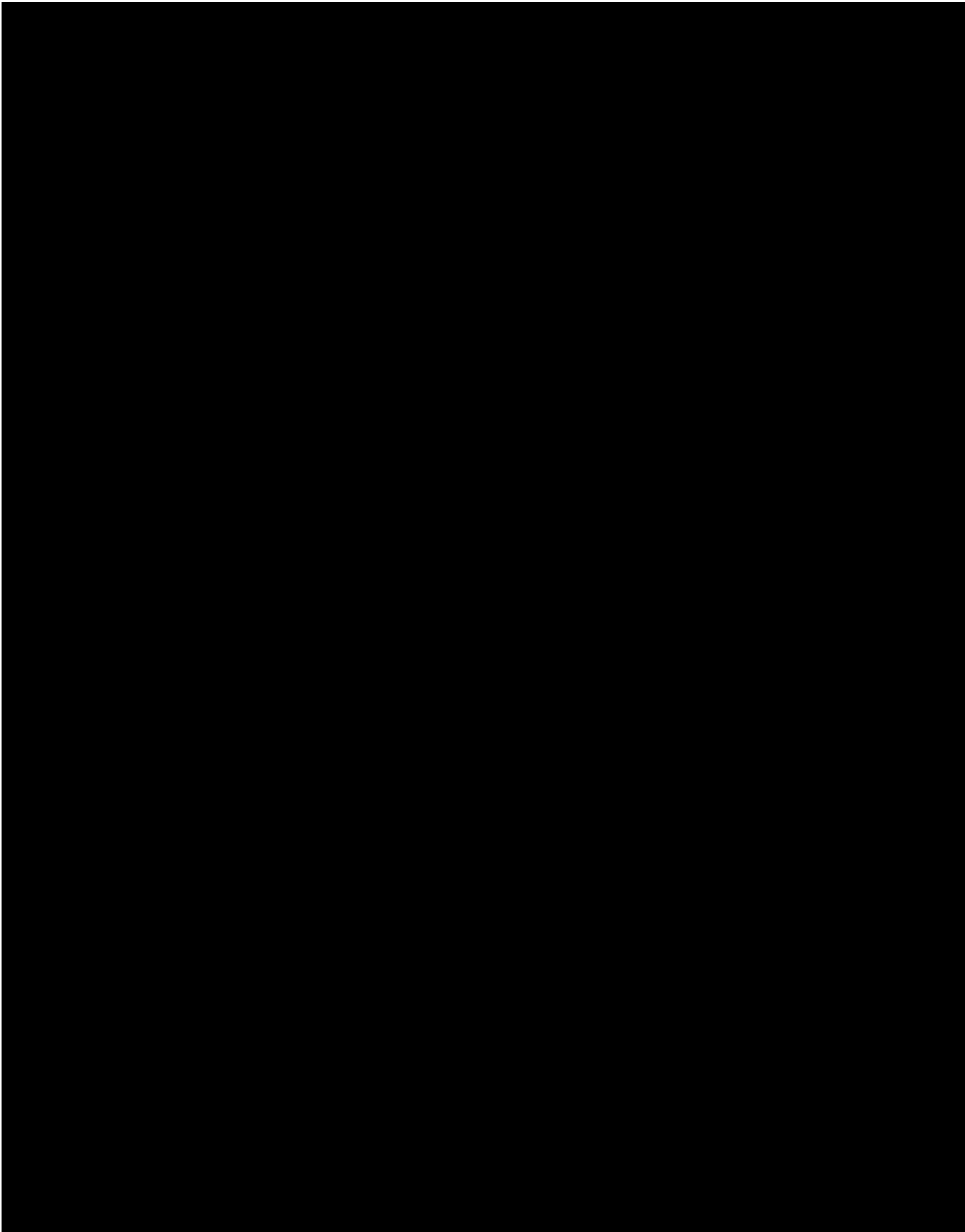
## 1. 評価結果

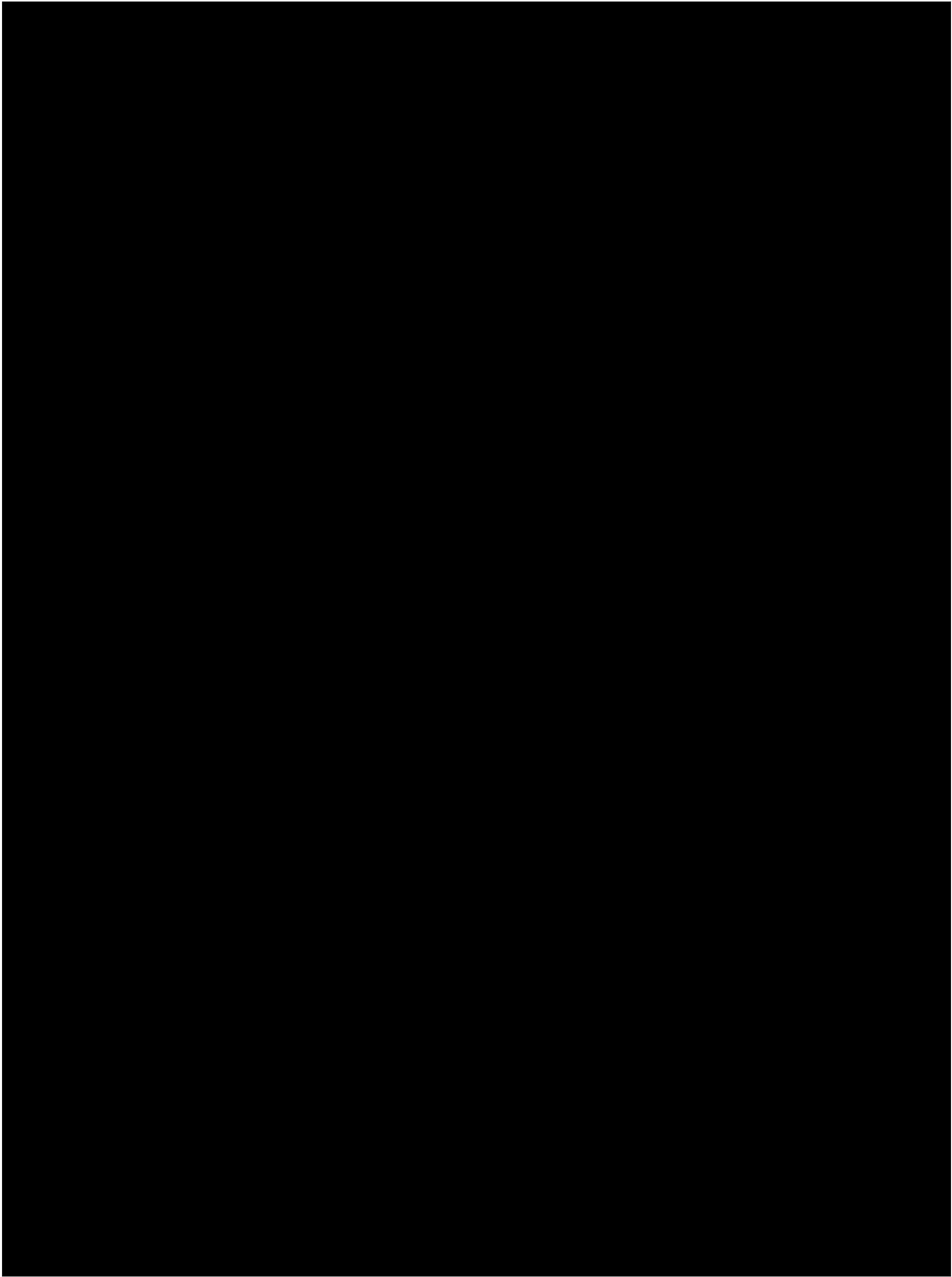
- ① 事前評価の目的：事前評価時点で課題とそれを改善するために事前評価で確認したいこと

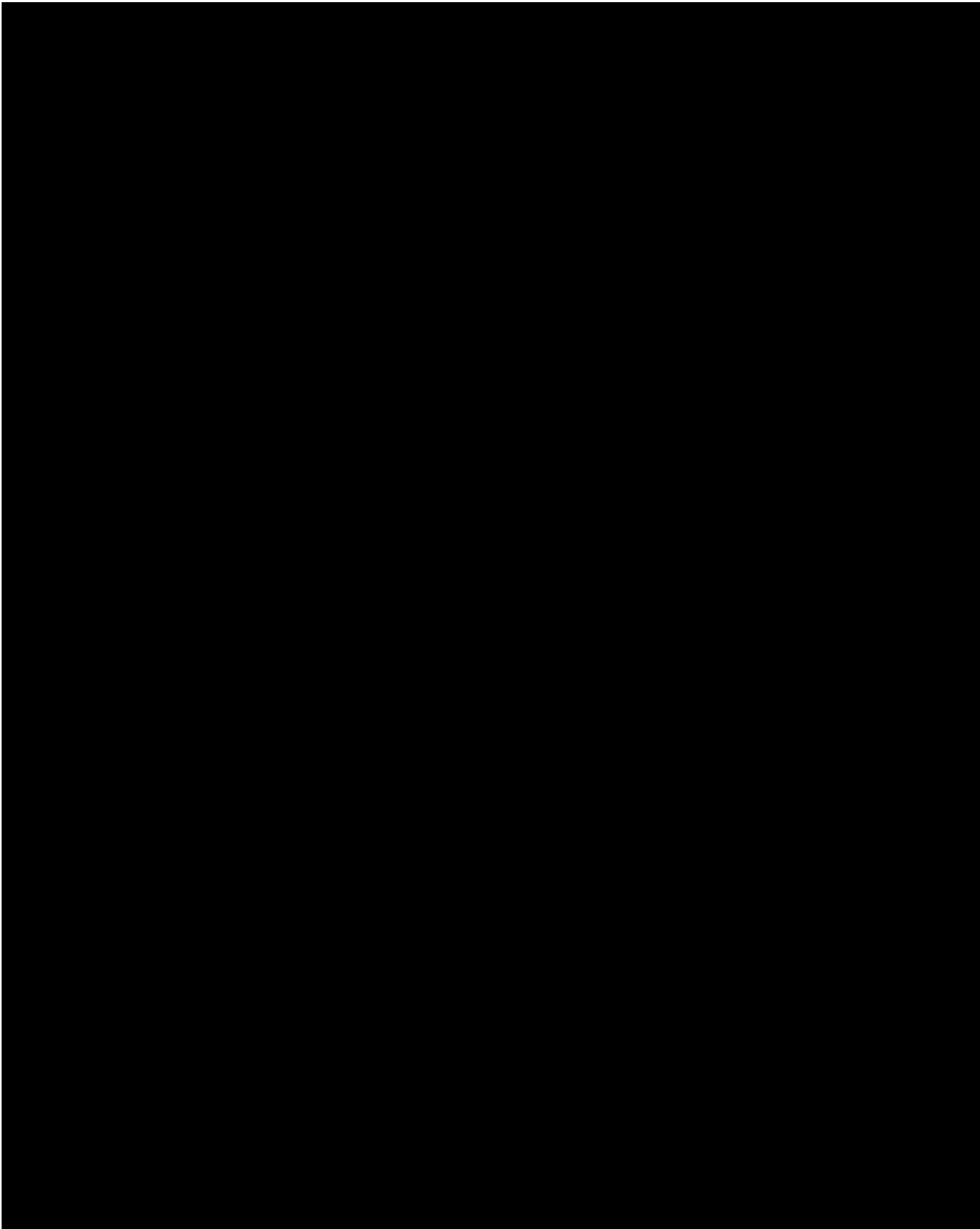
※詳細は、評価表に記載。

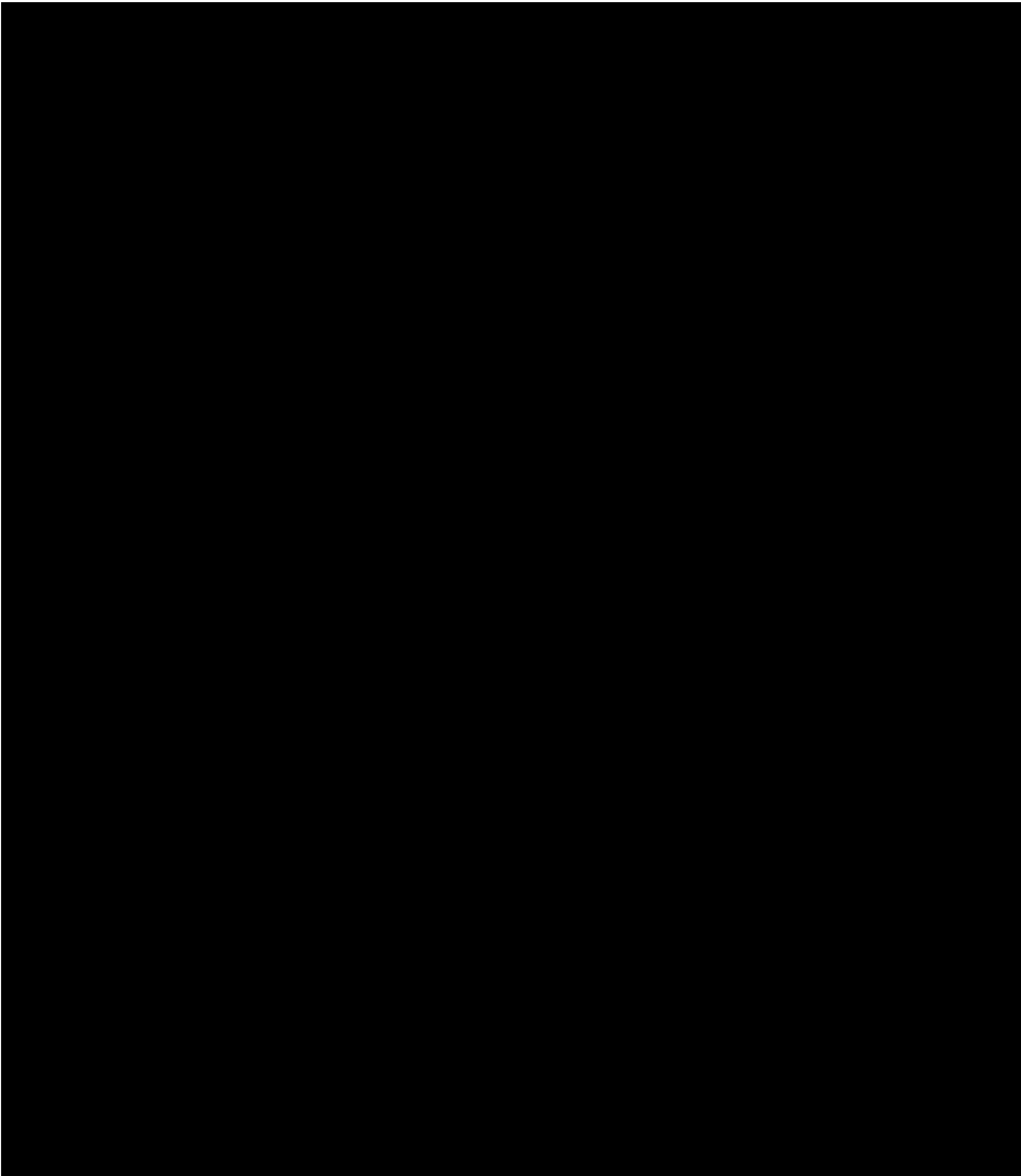
団体の要請により、  
「当団体オリジナルのアイデアが  
含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)













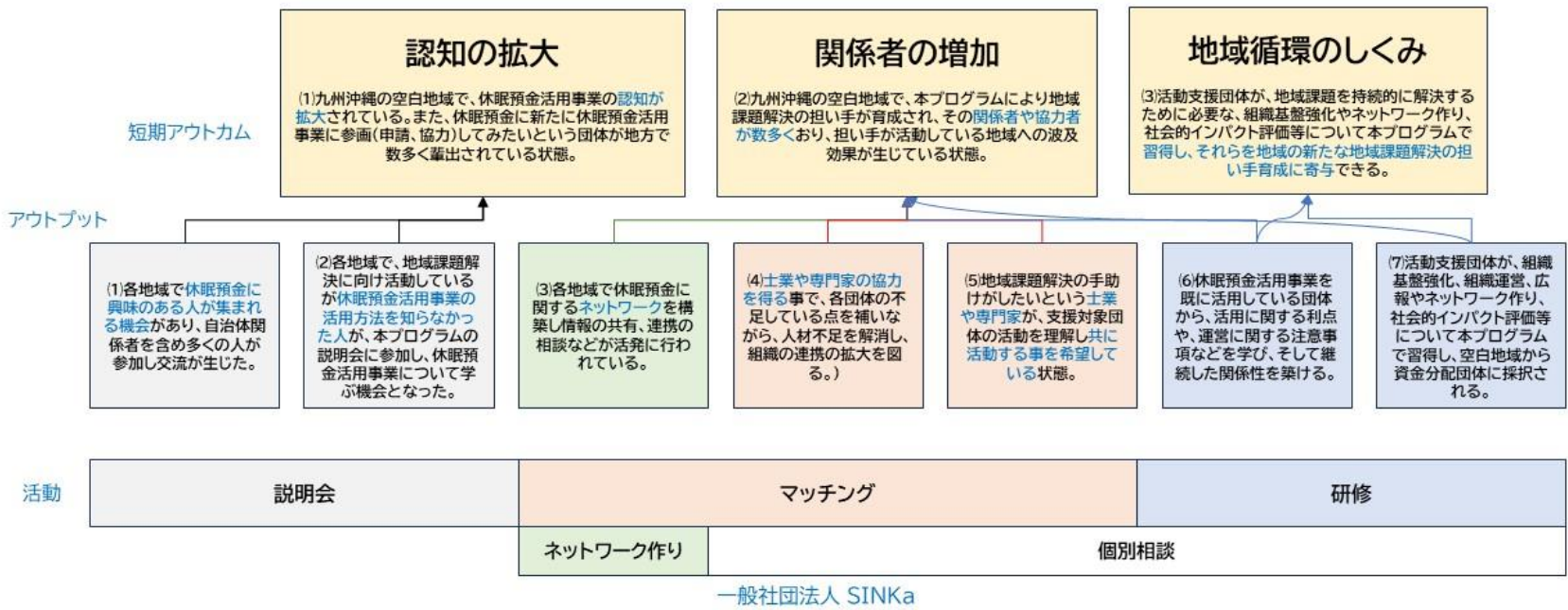
ソーシャルセクター・事業リーダー発掘・育成・連携事業 ロジックモデル

九州全域で休眠預金事業の展開とその拡大により、地域経済が活性化し、人材育成と行政との連携が強化される。これにより、経済的自立と地域発展が促進され、地域全体が新たな価値を生み出す基盤が整い、九州・沖縄地域は持続可能な成長を遂げる地域へと変貌している。

(4)-1 活動支援プログラムの目的(短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的)

九州各地でソーシャルビジネスにより地域課題を解決するソーシャルセクターと事業リーダーが育成され、地域の行政や関係者と連携して、休眠預金を活用した事業にチャレンジしている。

各地域のステークホルダー数名にヒアリングを行い、本事業の影響として、地域で活動する人たちにどのような変化が起きたか、それらは将来的な視点から九州沖縄地方で有効に活用され続けるかについて聞き取りを行う。(定性的な評価とする)



プログラム内容について、一般社団法人 SINKa が九州地域で休眠預金活用事業を通じて地域課題を解決するための支援プログラムは、地域の団体が必要とする支援を明確にしつつ、休眠預金事業への参画を主な目標としながらも、それぞれの団体が地域で自立して活動が続けられる仕組みを構築することが最重要といえる。その為以下のようなプログラムを考えた。(詳細は事業計画・評価表に内容を記載している為、要点のみ記載する。)

・認知度の向上と理解の促進のため、休眠預金に関する「説明会」を九州各地の空白地域で積極的に開催する（具体的な場所などは事業計画書に記載）。これには、休眠預金の基本的な知識、活用のメリット、事例紹介を含め、地方自治体や関連組織との連携を図り、地域全体での認



識の向上を目指す。

・「研修」プログラムでは、企画立案の方法から申請書の書き方、プレゼンテーションの技術まで、申請プロセス全般にわたるサポートを強化する。特に、不採択となった理由を踏まえ、事業の企画立案能力の向上、受益者の絞り込み、ロジックモデルの作成、短期目標の設定などの具体的なアドバイスを提供する。また、各専門家分野の有識者も講師として招くことで専門知識に関してもフォローアップする。尚、社会的インパクトの評価に関する知識と技術を提供し、各団体が自身の活動が地域社会にどのような影響を与えているかを把握し、その成果を外部に伝える能力を高める。これにより、団体の活動をより多くの人々に知ってもらい、支援を受ける機会を増やすことが期待される。

また、個別相談を通じて、各団体の課題を明確化し、それに応じた具体的なサポートを随時プログラムに反映する事を考えている。

最後に、このような支援プログラムを通じて、九州地域の団体が休眠預金を活用し、地域課題の解決に向けて自走する仕組みを築く、更には新たな担い手の育成につながるしくみを構築する。

・「マッチング」においては、地域の社会課題解決に好意的な人材に対して、休眠預金及び活動支援団体の事業などについて十分に説明し理解して頂いた上でリスト化する。そして、各活動支援団体の不足している点を補う事や、人材不足を解消する事、組織の連携の拡大を図ることなどを目的として、活動支援団体とのマッチングを行う。

尚、関係者を増やすことや、地域での持続的な活動の為に、ネットワークは必要不可欠であると考えられる為、Facebook,LINE,X,InstagramなどのSNSの活用や地域プラットフォームの作成などによる、地域課題解決地域ネットワークを構築する事とする。また、構築方法などのノウハウを活動支援団体へ伝え、自主的なネットワークの構築と運営を推奨する。

事前評価を行った事で、課題の抽出から案件の立案までのプロセスを順序立てて進めることができた。

アウトカムやアウトプットなどの評価方法や指標については、採択後及び中間評価時に再検討することで、さらにプログラムの有効性を高める事が期待される。

以上

| ② 実施体制 |        |    |       |
|--------|--------|----|-------|
| 内部／外部  | 評価担当分野 | 氏名 | 団体・役職 |
| 内部     |        |    |       |
|        |        |    |       |
|        |        |    |       |
| 外部     |        |    |       |
|        |        |    |       |

| ③ 実施状況を把握・検証するために実施する調査                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>調査結果の検証方法：</p> <p>SINKa 内部で検討し、外部の評価専門家からアドバイスをもらい、再度 SINKa 内部で検討。</p> <p>九州沖縄地域の休眠預金事業について調査。地域課題解決に従事する団体へヒアリング。休眠預金に関するアンケートを実施。休眠預金戦略実践会議の参加者等を集計。</p> <p>調査実施時期：2024 年 3 月～4 月</p> <p>調査結果の検証方法：</p> <p>SINKa 内部で検討、外部の評価専門家からアドバイス。再度 SINKa 内部で検討</p> |

| ④ 事業設計図の検証方法：                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>検証方法：</p> <p>課題の抽出の後に、PCM-PIA の手法を基準に課題分析と目的分析を行い、システム図を作成、その後アウトプットやアウトカムの関連性や有効性を模索しロジックモデルを作成した。</p> <p>実施時期：2024 年 3 月～4 月</p> |

|        |     |                            |   |            |  |
|--------|-----|----------------------------|---|------------|--|
| 事業期間   |     | 2024/06/01                 | ～ | 2027/03/31 |  |
| 活動支援団体 | 事業名 | ソーシャルセクター・事業リーダー発掘・育成・連携事業 |   |            |  |
|        | 団体名 | 一般社団法人 SINKa               |   |            |  |

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
|        | 助成金 |            |
| 事業費    |     | 38,636,331 |
| 直接事業費  |     | 32,845,036 |
| 管理の経費  |     | 5,791,295  |
| 評価関連経費 |     | 1,158,900  |
| 合計     |     | 39,795,231 |

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

|         | 2024年度     | 2025年度     | 2026年度     | — | 合計         |
|---------|------------|------------|------------|---|------------|
| 事業費 (A) | 13,021,321 | 15,414,705 | 10,200,305 | 0 | 38,636,331 |
| 直接事業費   | 10,758,646 | 13,176,895 | 8,909,495  | 0 | 32,845,036 |
| 管理の経費   | 2,262,675  | 2,237,810  | 1,290,810  | 0 | 5,791,295  |

2. 評価関連経費 [円]

|            | 2024年度  | 2025年度  | 2026年度  | — | 合計        |
|------------|---------|---------|---------|---|-----------|
| 評価関連経費 (B) | 133,500 | 380,200 | 645,200 | 0 | 1,158,900 |

3. 合計 [円]

|           | 2024年度     | 2025年度     | 2026年度     | — | 合計         |
|-----------|------------|------------|------------|---|------------|
| 助成金計(A+B) | 13,154,821 | 15,794,905 | 10,845,505 | 0 | 39,795,231 |

## 資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

|        |                     |                        |
|--------|---------------------|------------------------|
|        | 自己資金・民間資金<br>合計 (D) | 助成金による補助率<br>(A/(A+D)) |
| 助成期間合計 | 1,000,000           | 97.48%                 |

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

|             |          |                                  |               |
|-------------|----------|----------------------------------|---------------|
| 法人格         | 団体種別     | 一般社団法人                           | 資金分配団体/活動支援団体 |
| 団体名         |          | 一般社団法人 SINKa                     |               |
| 郵便番号        |          | 810-0073                         |               |
| 都道府県        |          | 福岡県                              |               |
| 市区町村        |          | 福岡市中央区                           |               |
| 番地等         |          | 舞鶴1-3-14 小榎ビル3F                  |               |
| 電話番号        |          | 092-762-3789                     |               |
| WEBサイト(URL) | 団体WEBサイト | https://www.sinkweb.net          |               |
|             |          | https://www.facebook.com/SINKaSB |               |
|             |          |                                  |               |
|             |          |                                  |               |
| 設立年月日       |          | 2006/04/01                       |               |
| 法人格取得年月日    |          | 2010/05/27                       |               |

(2)代表者情報

|        |      |          |
|--------|------|----------|
| 代表者(1) | フリガナ | ハマスナ キヨシ |
|        | 氏名   | 濱砂 清     |
|        | 役職   | 代表理事     |
| 代表者(2) | フリガナ |          |
|        | 氏名   |          |
|        | 役職   |          |

(3)役員

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 役員数 [人]                   | 5 |
| 理事・取締役数 [人]               | 4 |
| 評議員 [人]                   | 0 |
| 監事/監査役・会計参与数 [人]          | 1 |
| 上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人] | 0 |

(4)職員・従業員

|                |   |
|----------------|---|
| 職員・従業員数 [人]    | 7 |
| 常勤職員・従業員数 [人]  | 3 |
| 有給 [人]         | 3 |
| 無給 [人]         | 0 |
| 非常勤職員・従業員数 [人] | 4 |
| 有給 [人]         | 4 |
| 無給 [人]         | 0 |
| 事務局体制の備考       |   |

(5)会員

|                     |   |
|---------------------|---|
| 団体会員数 [団体数]         | 0 |
| 団体正会員 [団体数]         |   |
| 団体その他会員 [団体数]       |   |
| 個人会員・ボランティア数        | 0 |
| ボランティア人数(前年度実績) [人] |   |
| 個人正会員 [人]           |   |
| 個人その他会員 [人]         |   |

(6)資金管理体制

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること | - |
| 決済責任者 氏名／勤務形態           |   |
| 通帳管理者 氏名／勤務形態           |   |
| 経理担当者 氏名／勤務形態           |   |

(7)監査

|                |         |
|----------------|---------|
| 年間決算の監査を行っているか | 内部監査で実施 |
|----------------|---------|

(8)組織評価

|                                   |        |                              |
|-----------------------------------|--------|------------------------------|
| 過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか | 受けていない | 申請したが、営利法人なので受けられないと回答されました。 |
| 認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください          |        |                              |

(9)その他

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 業務別に区分経理ができる体制の可否 | 区分経理できる体制である |
|-------------------|--------------|

(10)助成を行った実績

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今までに助成事業を行った実績の有無 | あり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申請前年度の助成件数 [件]    | 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 申請前年度の助成総額 [円]    | 392,236,366                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 助成した事業の実績内容       | <p>休眠預金等活用助成事業の実績</p> <p>(1) 資金分配団体</p> <p>(ア) 2020年度新型コロナウイルス対応緊急支援助成（採択2021年3月11日）</p> <p>事業名：福岡子ども若者、困窮者応援笑顔創造事業 副題：いま動かない！居場所と出番づくり</p> <p>助成額：35,226,000円（うち分配額30,000,000円）、実行団体6団体</p> <p>(イ) 2021年度通常枠 ソーシャルビジネス形成支援事業（地域）採択（2022年3月3日）</p> <p>事業名：SB第3世代による九州位置（地域）価値創造事業 副題：都市農村の多拠点チャレンジセンター連携による感動増幅事業</p> <p>助成額：137,142,800円（うち分配額100,000,000円）、実行団体5団体</p> <p>(ウ) 2022年度通常枠 ソーシャルビジネス形成支援事業（地域）採択（2022年10月11日）</p> <p>事業名：九州のスター的農家による農福連携事業 副題：大規模農家の福祉部門の内在化による地方在住の障がい者雇用創出</p> <p>コンソーシアム申請：株式会社クロスエイジ・一般社団法人SINKa・株式会社ONE GO</p> <p>助成額：219,867,566円（うち分配額150,000,000円）、実行団体6団体</p> |

(11)助成を受けた実績

|                      |  |
|----------------------|--|
| 今までに助成を受けて行っている事業の実績 |  |
| 助成を受けた事業の実績内容        |  |

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

| 番号 | 対象     |          | 申請        | 左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合 |                         |
|----|--------|----------|-----------|------------------------------------|-------------------------|
|    | 年度     | 事業       | 種別・状況     | 申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名     | 申請中・申請予定又は採択された事業名      |
| 1  | 2020年度 | コロナ等対応支援 | 資金分配団体に採択 | 一般社団法人 SINKa                       | 福岡子ども若者、困窮者応援笑顔創造事業     |
| 2  | 2021年度 | 通常枠      | 資金分配団体に採択 | 一般社団法人 SINKa                       | SB第3世代による九州位置（地域）価値創造事業 |
| 3  | 2022年度 | 通常枠      | 資金分配団体に採択 | 株式会社クロスエイジ（コンソーシアム申請）              | 九州のスター的農家による農福連携事業      |
| 3  |        |          |           |                                    |                         |
| 3  |        |          |           |                                    |                         |

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。 ☐

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

|    |    |
|----|----|
| 必須 | 任意 |
|----|----|

[illegible]



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 事業名:     |                                       |
| 団体名:     | 一般社団法人 SINKa                          |
| 過去の採択状況: | 通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。 |

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 記入箇所チェック | 確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。 |
|----------|-------------------------------|

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
**過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。**

(注意事項)  
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

|                                                                                                                                                            |                        | 記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。 |                   |                |                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------|-------------------|----------------|-------------------|
|                                                                                                                                                            |                        | 記入完了                               | 記入完了              | 記入完了           |                   |
| 規程類に含める必須項目                                                                                                                                                |                        | (参考)JANPIAの規程類                     | 提出時期(選択)          | 根拠となる規程類、指針等   | 必須項目の該当箇所<br>※条項等 |
| ● 社員総会・評議員会の運営に関する規程                                                                                                                                       |                        |                                    |                   |                |                   |
| (1)開催時期・頻度                                                                                                                                                 | ・評議員会規則<br>・定款         | 公募申請時に提出                           | 総会規則              | 第3条            |                   |
| (2)招集権者                                                                                                                                                    |                        | 公募申請時に提出                           | 定款、総会規則           | 定款第15条、総会規則第3条 |                   |
| (3)招集理由                                                                                                                                                    |                        | 公募申請時に提出                           | 総会規則              | 第3条            |                   |
| (4)招集手続                                                                                                                                                    |                        | 公募申請時に提出                           | 総会規則              | 第4条            |                   |
| (5)決議事項                                                                                                                                                    |                        | 公募申請時に提出                           | 総会規則              | 第8条            |                   |
| (6)決議(過半数が3分の2か)                                                                                                                                           |                        | 公募申請時に提出                           | 総会規則              | 第9条            |                   |
| (7)議事録の作成                                                                                                                                                  |                        | 公募申請時に提出                           | 総会規則              | 第11条           |                   |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること<br>※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。 |                        | 公募申請時に提出                           | 該当なし              | 該当なし           |                   |
| ● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。                                                                                                                         |                        |                                    |                   |                |                   |
| (1)理事の構成<br>「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること                                                                       | 定款                     | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第2条            |                   |
| (2)理事の構成<br>「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること                                                                     |                        | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第2条            |                   |
| ● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。                                                                                                                        |                        |                                    |                   |                |                   |
| (1)開催時期・頻度                                                                                                                                                 | ・定款<br>・理事会規則          | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第3条            |                   |
| (2)招集権者                                                                                                                                                    |                        | 公募申請時に提出                           | 定款、理事会規則          | 定款25条、理事会規則4条  |                   |
| (3)招集理由                                                                                                                                                    |                        | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第3条            |                   |
| (4)招集手続                                                                                                                                                    |                        | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第5条            |                   |
| (5)決議事項                                                                                                                                                    |                        | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第15条           |                   |
| (6)決議（過半数が3分の2か）                                                                                                                                           |                        | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第9条            |                   |
| (7)議事録の作成                                                                                                                                                  |                        | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第13条           |                   |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること                                                                      |                        | 公募申請時に提出                           | 理事会規則             | 第9条            |                   |
| ● 理事の職務権                                                                                                                                                   |                        |                                    |                   |                |                   |
| JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること                                                                                                  | 理事の職務権限規程              | 公募申請時に提出                           | 理事の職務権限規程         | 第4条、第5条        |                   |
| ● 監事の監査に関する規程                                                                                                                                              |                        |                                    |                   |                |                   |
| 監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること<br>※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください                                                                           | 監事監査規程                 | 公募申請時に提出                           | 監事監査規程            | 第3条、第5条～第14条   |                   |
| ● 役員及び評議員の報酬等に関する規程                                                                                                                                        |                        |                                    |                   |                |                   |
| (1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額                                                                                                                                | 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 | 公募申請時に提出                           | 役員の報酬等並びに費用に関する規程 | 第3条            |                   |
| (2)報酬の支払い方法                                                                                                                                                |                        | 公募申請時に提出                           | 役員の報酬等並びに費用に関する規程 | 第5条            |                   |

|                                                                                                             |                                                                              |          |                      |                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------|--------------------------------------|
| ● 倫理に関する規程                                                                                                  |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)基本的人権の尊重                                                                                                 | ・倫理規程<br>・ハラスメントの防止に関する規程                                                    | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第3条                                  |
| (2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)                                                                                      |                                                                              | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第4条                                  |
| (3)私的利益追求の禁止                                                                                                |                                                                              | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第5条                                  |
| (4)利益相反等の防止及び開示                                                                                             |                                                                              | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第6条                                  |
| (5)特別の利益を与える行為の禁止<br>「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること                    |                                                                              | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第7条                                  |
| (6)ハラスメントの防止                                                                                                |                                                                              | 公募申請時に提出 | 就業規則、ハラスメントの防止に関する規程 | 就業規則第39条、40条、ハラスメントの防止に関する規程第1条～第18条 |
| (7)情報開示及び説明責任                                                                                               |                                                                              | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第8条                                  |
| (8)個人情報の保護                                                                                                  |                                                                              | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第9条                                  |
| ● 利益相反防止に関する規程                                                                                              |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)-1利益相反行為の禁止<br>「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと                  | ・倫理規程<br>・理事会規則<br>・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程<br>・就業規則<br>・審査会議規則<br>・専門家会議規則 | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第6条                                  |
| (1)-2利益相反行為の禁止<br>「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること              |                                                                              | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第7条                                  |
| (2)自己申告<br>「役職員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること             |                                                                              | 公募申請時に提出 | 倫理規程                 | 第6条                                  |
| ● コンプライアンスに関する規程                                                                                            |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)コンプライアンス担当組織<br>実施等を担う部署が設置されていること                                                                       | コンプライアンス規程                                                                   | 公募申請時に提出 | コンプライアンス規程           | 第3条                                  |
| (2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須)<br>「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること             |                                                                              | 公募申請時に提出 | コンプライアンス規程           | 第5条～第7条                              |
| (3)コンプライアンス違反事案<br>「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること                         |                                                                              | 公募申請時に提出 | コンプライアンス規程           | 第5条                                  |
| ● 内部通報者保護に関する規程                                                                                             |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)                                                                                   | 内部通報(ヘルプライン)規程                                                               | 公募申請時に提出 | 内部通報規程               | 第4条                                  |
| (2)通報者等への不利益処分の禁止<br>「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること     |                                                                              | 公募申請時に提出 | 内部通報規程               | 第10条                                 |
| ● 組織(事務局)に関する規程                                                                                             |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)組織(業務の分掌)                                                                                                | 事務局規程                                                                        | 公募申請時に提出 | 事務局規程                | 第2条                                  |
| (2)職制                                                                                                       |                                                                              | 公募申請時に提出 | 事務局規程                | 第3条                                  |
| (3)職責                                                                                                       |                                                                              | 公募申請時に提出 | 事務局規程                | 第4条                                  |
| (4)事務処理(決裁)                                                                                                 |                                                                              | 公募申請時に提出 | 事務局規程                | 第6条、第7条                              |
| ● 職員の給与等に関する規程                                                                                              |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)基本給、手当、賞与等                                                                                               | 給与規程                                                                         | 公募申請時に提出 | 給与・賞与規程              | 第2条、第7条、第11条                         |
| (2)給与の計算方法・支払方法                                                                                             |                                                                              | 公募申請時に提出 | 給与・賞与規程              | 第5条、第6条                              |
| ● 文書管理に関する規程                                                                                                |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)決裁手続き                                                                                                    | 文書管理規程                                                                       | 公募申請時に提出 | 文書管理規程               | 第7条                                  |
| (2)文書の整理、保管                                                                                                 |                                                                              | 公募申請時に提出 | 文書管理規程               | 第10条                                 |
| (3)保存期間                                                                                                     |                                                                              | 公募申請時に提出 | 文書管理規程               | 第11条                                 |
| ● 情報公開に関する規程                                                                                                |                                                                              |          |                      |                                      |
| 以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること<br>1. 定款<br>2. 事業計画、収支予算<br>3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録<br>4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 | 情報公開規程                                                                       | 公募申請時に提出 | 情報公開規程               | 第3条                                  |
| ● リスク管理に関する規程                                                                                               |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)具体的リスク発生時の対応                                                                                             | リスク管理規程                                                                      | 公募申請時に提出 | リスク管理規程              | 第6条                                  |
| (2)緊急事態の範囲                                                                                                  |                                                                              | 公募申請時に提出 | リスク管理規程              | 第12条                                 |
| (3)緊急事態の対応の方針                                                                                               |                                                                              | 公募申請時に提出 | リスク管理規程              | 第15条                                 |
| (4)緊急事態対応の手順                                                                                                |                                                                              | 公募申請時に提出 | リスク管理規程              | 第6条、第13条                             |
| ● 経理に関する規程                                                                                                  |                                                                              |          |                      |                                      |
| (1)区分経理                                                                                                     | 経理規程                                                                         | 公募申請時に提出 | 経理規程                 | 第5条                                  |
| (2)会計処理の原則                                                                                                  |                                                                              | 公募申請時に提出 | 経理規程                 | 第8条                                  |
| (3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別                                                                                     |                                                                              | 公募申請時に提出 | 経理規程                 | 第6条、第15条                             |
| (4)勘定科目及び帳簿                                                                                                 |                                                                              | 公募申請時に提出 | 経理規程                 | 第7条、第9条                              |
| (5)金銭の出納保管                                                                                                  |                                                                              | 公募申請時に提出 | 経理規程                 | 第16条                                 |
| (6)収支予算                                                                                                     |                                                                              | 公募申請時に提出 | 経理規程                 | 第10条～第13条                            |
| (7)決算                                                                                                       |                                                                              | 公募申請時に提出 | 経理規程                 | 第19条～第23条                            |

# 一般社団法人 SINKa 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 SINKa と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、社会起業家および社会的企業の育成・支援を目的とし、次の事業を行う。

- 1、社会的起業家・社会的企業の創出・育成事業
- 2、社会的起業家・社会的企業支援事業
- 3、そのほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 会員は理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (退会)

第8条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員を除名することができる。

- 1、本定款その他の規則に違反したとき。
- 2、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3、その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1、会費の納入が1年以上されなかったとき。
- 2、総正会員が同意したとき。
- 3、当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(種別)

第12条 当法人の総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は全ての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

(社員総会の議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 17 条 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議の方法)

第 18 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数を持って行う。

(代理)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

## 第4章 理事及び理事会

(理事の員数)

第 20 条 当法人の理事は、3 名以上とする。

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(理事の選任)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第 22 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(理事の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事会の設置)

第 24 条 当法人は、理事会をおく。

(理事会の招集)

第 25 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第 26 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議の省略)

第 27 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該案件につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

## 第5章 監事

(監事の設置)

第 28 条 当法人は、監事を置く。

(監事の任期)

第 29 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として、または増員により選任された監事の任期は、前任者又は在任監事の任期の残存期間と同一とする。

## 第6章 事業年度

第 30 条 当法人の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

## 第 7 章 附則

(委任)

第 31 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 32 条 当法人の最初の事業年度は当法人成立の日から平成 23 年 3 月末日までとする。

(設立時社員)

第 33 条 当法人の設立時社員の氏名および住所は、次の通りである。

設立時社員 濱砂 清

設立時社員 富山 万里子

(法令の準拠)

第 34 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人 SINKa 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 22 年 4 月 13 日

設立時社員 濱砂 清

設立時社員 富山 万里子

## ハラスメントの防止に関する規程

### 第1条（目 的）

この規程は、就業規則第39条、第40条及び男女雇用機会均等法に基づき、職場におけるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」とする。）、パワーハラスメント（以下「パワハラ」とする。）及び、マタニティハラスメント（以下「マタハラ」とする。）を防止するためにすべての職員等が遵守すべき事項、及びハラスメントに起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めることにより、良好な職場環境を維持し、職員等が有する能力の発揮を確保することを目的とする。

### 第2条（定 義）

この規程の語句についての定義は次の各号に定めるものとする。

1. 「セクハラ」とは、職場における性的な言動に対する他の職員等の対応等により当該職員等の労働条件に対して不利益を与えること、又は性的な言動により他の職員等の就業環境を害することをいう。なお、セクハラは異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為及び、性別役割分担意識に基づく言動も含むものとする。
  2. 「パワハラ」とは、同一の職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、職場において業務の適正な範囲を超えて、他の職員等へ精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為をいう。なお、パワハラは上司から部下に対する行為だけでなく、先輩・後輩間や同僚間、部下から上司に対して行われるものも含み、「職場内での優位性」には、職務上の地位に限らず、人間関係や専門知識、経験などの様々な優位性が含まれる。
  3. 「マタハラ」とは、職場において妊娠・出産・育児休業等を背景として職員等の労働条件に対し不利益を与えること、また妊娠・出産・育児休業等に係る言動により当該職員等及び他の職員等の就業環境を害することをいう。
  4. 「ハラスメント」とは、前各号に定めるハラスメントその他職場環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為をいい、職権を背景にしないハラスメント行為を含むものとする。
- （2）前項における「職場」とは、通常勤務している場所のみならず職員等が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。
- （3）第1項における「他の職員等」とは、直接的にハラスメントの相手方となった被害者に限らず、ハラスメントにより就業環境を害されたすべての職員等を含むものとする。

### 第3条（適用範囲）

この規程は、すべての職員等に適用する。



#### 第4条（職員等の責務）

全ての職員等は、ハラスメントがもたらす影響の重大さを深く認識し、ハラスメントをしないよう各人がその言動や行動に十分注意するとともにハラスメントの被害を防止し、職場の構成員として良好な職場環境の維持及び確立に努めなければならない。

- （2） 職員等は、他の職員等がハラスメントになり得る行為をし、又はしようとしていることを目撃及び認知したときは、ハラスメント相談窓口積極的に相談するよう努めなければならない。
- （3） 職員等は、ハラスメント行為の被害者に対して、ハラスメント相談窓口被害の申し出をして相談することを勧め、その際には被害のあったことの証人となる用意がある旨を伝える等、ハラスメントを排除するための協力を申し出なければならない。
- （4） 職員等は、ハラスメント行為に関する噂を流したり、ハラスメント行為者に対し個人的な制裁を加えたりしてはならない。

#### 第5条（所属長の責務）

各部門の所属長は、ハラスメントを防止及び排除する義務を負い、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 担当する部門に所属する職員等に対し、この規程の内容を周知、遵守させること。
2. 職員等がお互いを対等なパートナーとして意識し、協力して業務の遂行に取り組む良好な職場環境の維持に努めること。
3. 職員等のハラスメントに該当する行為、又はこれにつながる言動を目撃した場合には、当該ハラスメント行為を行った職員等へ適切な指導を行うこと。
4. 職員等から相談又は苦情の申し出があった場合には、プライバシーの保護に留意して迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて第9条に規定するハラスメント相談窓口と連絡調整を行うこと。

#### 第6条（ハラスメントの被害者）

ハラスメントの被害を受けた職員等は、可能な範囲で、次の各号掲げる対応をすることとする。

1. 被害を我慢せず、躊躇なく所属長、総務部長又はハラスメント相談窓口相談すること。
2. ハラスメント行為者に対し不快感を表明し、中止するように要請すること。それでもなおハラスメントが継続するときはハラスメント相談窓口被害の申し出をすること。
3. ハラスメント行為のあった日時、目撃者、その内容及びハラスメントに対して感じたこと、ハラスメント行為者に対して言ったこと、ハラスメントに対して行った対応等について記録を残すこと。

## 第7条（禁止行為）

すべての職員等は、他の職員等を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序及び協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

### 1. セクハラに関する禁止行為

- イ. 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ロ. わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ハ. 性的な噂の流布
- ニ. 不必要な身体への接触
- ホ. 社内外においてつけ回す等の行為
- ヘ. 性的な言動により、他の職員等の就業意欲を低下し、能力の発揮を阻害する行為
- ト. 性的な脅迫や侮辱行為
- チ. 交際・性的関係の強要
- リ. 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員等に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ヌ. その他、相手方及び他の職員等に不快感を与える性的な言動

### 2. パワハラに関する禁止行為

- イ. 暴行・傷害等身体的な攻撃
- ロ. 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃
- ハ. 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離し行為
- ニ. 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- ホ. 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない等の行為
- ヘ. 人事考課及び処分等による脅迫行為
- ト. 私的なことへの過度に立ち入り行為
- チ. その他前各号に準ずる行為

### 3. マタハラに関する禁止行為

- イ. 妊娠による体調不良に対し、本人の求めがあるにも関わらず休暇取得、時差出勤その他労働基準法及び育児介護休業法で認められた措置の対応を認めない行為
- ロ. 妊娠による体調不良により通常と同様の業務に従事できない者に対し、「迷惑」「無責任」などという趣旨の苦情行為
- ハ. 妊娠中及び出産後の職員等に対し業務に従事させない、本人の意に反し専ら簡易な業務のみ与える等の就業環境を害する行為
- ニ. 妊娠・出産・育児休業その他労働基準法および育児介護休業法で認められた措置の申出及び取得等に対し業務に支障が生じるという趣旨の苦情行為
- ホ. 妊娠・出産・育児休業その他労働基準法および育児介護休業法で認められた措置の申出及び取得等を理由とした退職、配置転換の強要、降格その他当該職員等への不利益行為

ハ、その他前各号に準ずる行為

- (2) 所属長は、部下である職員等がハラスメントを受けている事実を認めながら、これを無視する、黙認する等の行為をしてはならない。

## 第8条（懲 戒）

前条第1項に定める禁止行為に該当する事実が認められた場合は、就業規則第87条に定める戒告、譴責、減給、出勤停止及び降職・降格処分を行う。

- (2) 前条第1項に定める禁止行為に該当する事実が認められ、かつその行為によって他の職員等を著しく傷つけた場合は、就業規則第88条に定める懲戒解雇又は諭旨退職とする。
- (3) 第1項において、前条第1項に定める禁止行為が繰り返し行われた場合、一回であっても悪質であると判断された場合、及び数回にわたり抗議を受けもしくはこれにより懲戒処分を受けたにもかかわらず改善の見込みがないと認められた場合は就業規則第88条に定める懲戒解雇とする。
- (4) 職員等が前各項に該当するような懲戒事由に該当する場合でも、行為の態様、その他の情状を酌量し、又は改悛の情が明らかであると認められたときは、対応する懲戒よりも軽い処分を与えもしくは懲戒を停止又は復元する場合がある。

## 第9条（相談及び苦情への対応）

ハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は、内部通報（ヘルプライン）規程第4条及び第5条による。

- (2) ハラスメントの被害者に限らず、すべての職員等はハラスメントに関する相談及び苦情を申し出ることができる。
- (3) ハラスメントに関する相談は、放置すれば就業環境を害する恐れがある場合や、回数を重ねれば就業環境を害する恐れが生じる場合があるものも含む。
- (4) セクハラに関する相談には、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクハラが生じる恐れがある場合も対象に含まれるものとする。
- (5) パワハラに関する相談は、教育・指導の延長として行われ、パワハラが生じる恐れがある場合にも対象に含まれるものとする。
- (6) 相談等を受けるときは、相談等を申し出た者と同性の相談員が同席するよう努めるものとする。

## 第10条（事実関係等の確認）

ハラスメントの相談を受けた後の事実関係等については、内部通報（ヘルプライン）規程第6条及び第7条による。

## 第11条（事実関係確認後の対応）

事実関係確認後の対応等については、内部通報（ヘルプライン）規程第8条及び第9条による。

- (2) 調査担当部門長はコンプライアンス担当理事あるいは監事の了解を得て、相談者、行為

者の和解を促すことができる。

## 第12条（事後対応）

この法人は、ハラスメントの内容や状況に応じ、被害者及び加害者の関係改善に向けての援助、被害者と加害者を引き離すための配置転換、及び加害者の謝罪などの措置その他被害者の労働条件及び就業環境を改善するための措置を講ずるものとする。

- （2）この法人は、事後対応として被害者からのメンタルヘルス不調に関しての相談がある場合には対応し、総務部長やこの法人が指定する医師等と相談の上、適切な措置を講じるものとする。

## 第13条（不利益取り扱いの禁止）

職員等は、ハラスメントの拒否、苦情の申し出、当該苦情にかかる調査への協力及びその他ハラスメントに対する正当な対応をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはない。

## 第14条（プライバシーの保護）

ハラスメントに関する相談等を担当する相談員、その他相談に関係する者は、関係者のプライバシーを保護しなければならない。

## 第15条（根拠のない誹謗中傷等への懲戒）

根拠のない誹謗中傷等を行った場合、情報漏えいした場合等の懲戒については、内部通報（ヘルプライン）規程第11条による。

## 第16条（再発防止の義務等）

総務部長は、ハラスメントの事案が生じたときは、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

## 第17条（規程の改廃）

この規程は、法律改正、この法人の経営状況又は社会情勢の変化等により必要と認めたときは、規程の内容を変更することがある。

## 第18条（解釈の疑義）

この規程の解釈に関して疑義が生じた場合の判断は総務部長が行う。

## 附 則

## 第19条（施行）

この規程は、2024年4月1日より施行する。



# 履歴事項全部証明書

福岡市中央区舞鶴一丁目3番14号  
一般社団法人SINKa

|          |                                                                                                                            |               |  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|
| 会社法人等番号  | 2900-05-007195                                                                                                             |               |  |
| 名 称      | 一般社団法人SINKa                                                                                                                |               |  |
| 主たる事務所   | 福岡市中央区大名二丁目11番22号                                                                                                          |               |  |
|          | 福岡市中央区舞鶴一丁目3番14号                                                                                                           | 令和 1年 7月26日移転 |  |
|          |                                                                                                                            | 令和 1年 8月16日登記 |  |
| 法人の公告方法  | 電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。<br>http://www.sinkweb.net                            |               |  |
| 法人成立の年月日 | 平成22年5月27日                                                                                                                 |               |  |
| 目的等      | 目的<br>当法人は、社会起業家および社会的企業の育成・支援を目的とし、次の事業を行う。<br>1、社会的起業家・社会的企業の創出・育成事業<br>2、社会的起業家・社会的企業支援事業<br>3、そのほか、当法人の目的を達成するために必要な事業 |               |  |
| 役員に関する事項 | 代表理事 濱 砂 清                                                                                                                 | 令和 2年 5月27日重任 |  |
|          |                                                                                                                            | 令和 2年 5月29日登記 |  |
|          | 代表理事 濱 砂 清                                                                                                                 | 令和 4年 5月25日重任 |  |
|          |                                                                                                                            | 令和 4年 6月 7日登記 |  |
|          | 理事 濱 砂 清                                                                                                                   | 令和 2年 5月27日重任 |  |
|          |                                                                                                                            | 令和 2年 5月29日登記 |  |
|          | 理事 濱 砂 清                                                                                                                   | 令和 4年 5月25日重任 |  |
|          |                                                                                                                            | 令和 4年 6月 7日登記 |  |



|               |                               |               |
|---------------|-------------------------------|---------------|
|               | <u>理事</u><br><u>田 口 吾 郎</u>   | 令和 2年 5月27日重任 |
|               |                               | 令和 2年 5月29日登記 |
|               |                               | 令和 3年 7月15日辞任 |
|               |                               | 令和 3年 8月27日登記 |
|               | <u>理事</u><br><u>大 堂 良 太</u>   | 令和 2年 5月27日重任 |
|               |                               | 令和 2年 5月29日登記 |
|               |                               | 令和 4年 5月25日重任 |
|               |                               | 令和 4年 6月 7日登記 |
|               | <u>理事</u><br><u>沢 津 橋 紀 洋</u> | 令和 3年 8月23日就任 |
|               |                               | 令和 3年 8月27日登記 |
|               |                               | 令和 4年 5月25日重任 |
|               |                               | 令和 4年 6月 7日登記 |
|               | <u>監事</u><br><u>濱 砂 明</u>     | 令和 2年 5月27日重任 |
|               |                               | 令和 2年 5月29日登記 |
|               |                               | 令和 4年 5月25日重任 |
|               |                               | 令和 4年 6月 7日登記 |
| 理事会設置法人に関する事項 | 理事会設置法人                       |               |
| 監事設置法人に関する事項  | 監事設置法人                        |               |
| 登記記録に関する事項    | 設立                            | 平成22年 5月27日登記 |



福岡市中央区舞鶴一丁目3番14号  
一般社団法人SINKa

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(福岡法務局管轄)

令和 6年 4月 2日

福岡法務局  
登記官

永 田 敦 子



整理番号 1201986

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

## 2020 年度事業報告（概略版）

### 1、普及、啓発コンサルティング事業

- 1) 東峰村事業
- 2) 福岡県 NP0・ボランティアセンター運営業務
- 3) 遠賀町起業支援施設業務 PIPIT（ピピット）

その他 2 本

### 2、人材育成事業

- 1) 参加者評価型ビジネスプレゼンテーション/ソーシャルビジネス・SDGs 研究会の開催  
(会場記載がない場合は、会場は全てフラウコミュニティルーム)

※コロナウイルス感染症拡大を受けて、4 月、5 月は開催せず。

- ①2020 年 6 月 9 日（火）
- ②2020 年 7 月 14 日（火）
- ③2020 年 9 月 8 日（火）
- ④2020 年 10 月 13 日（火）
- ⑤2020 年 11 月 10 日（火）
- ⑦2021 年 1 月 12 日（火）
- ⑧2021 年 3 月 9 日（火）
- ⑨2021 年 2 月 3 日（月）

- 2) 九州休眠預金実践経営戦略会議（第 1 回～第 7 回）

開催日時：2020 年 12 月 8 日、2020 年 1 月 6 日、2 月 9 日、3 月 9 日

- 3) 個別相談 毎月第 2 火曜日+α

事業・組織運営、法人設立などについての個別相談を受け付けた。

- 4) 九州ソーシャルビジネス促進協議会（S o f i）福岡事務局
- 5) 社会的インパクト評価（非営利組織の第三者評価）普及啓発
- 6) 2020 年度九州ソーシャルビジネスサポートネットワーク事業

○ コロナ禍・SDGs 時代のソーシャルビジネス 『女性起業家』のチャレンジ！

日時：令和 3 年 1 月 21 日（木）会場：オンライン

- 7) ソーシャルビジネスに関する講演実績（代表理事 濱砂 清）

- ①期日：2020 年 8 月 4 日
- ②期日：2020 年 9 月 16 日
- ③期日：2020 年 12 月 7 日

- 8) 広報業務

・ S I N K a H P 運営 ほか



### 3. その他事業 災害支援事業

#### 1) 九州北部豪雨災害復興支援プロジェクト事業

(1) 他団体との協働の取組み

#### 2) 令和2年7月豪雨災害 支援事業

(1) 現地の方との対話とヒアリング、情報収集、ヒアリング調査

(2) 資金集めと分配

SINKa 基金（災害支援）枠を立ち上げ。

(3) 現場労力確保

ボランティアニーズと人材確保、専門家と現場のマッチング

2020年8月22日（土）

(4) 物資集めと配送

生活必需品、電化製品、災害現場備品、支援物資集めと現地への搬送

(5) 炊き出し支援

(6) 人材育成（ボランティア） 地域リーダー育成

①災害ボランティア講習 2020年8月7日（金）

②Sb/cb SDGs 研究会での情報共有

2020年10月13日（火）16:00

令和2年豪雨災害の活動報告、新型コロナ、災害支援から復興ビジネス、SDGs 等についてのミニ講話と意見交換ビジネスづくりダイアログ

(7) 事務局運営

(8) ネットワーク構築への参画

福岡市災害ボランティア団体等意見交換会、

日本赤十字社福岡県支部被災者支援ボランティア設置計画、他

#### 3) 休眠預金助成事業への取組み

(1) 資金分配団体

・新型コロナウイルス対応緊急支援助成 採択（2021年3月11日）、実施

事業名：福岡子ども若者、困窮者応援笑顔創造事業

副題：いま動くしかない！居場所と出番づくり

助成額：35,226,000円（うち分配額30,000,000円）

#### 4) 福岡子どもチャレンジプロジェクト

コロナ対策をしながらも果敢にチャレンジする子ども、若者、地域づくり、コミュニティ創出を応援するプロジェクトを立ち上げ。

## 2021 年度事業報告書

### 1、普及、啓発コンサルティング事業

#### 1) 東峰村事業

(1) 東峰村観光振興懇談会開催運営 (受託)

(2) 添田町経由での観光バスツアー事業実施

実施時期：2021 年 11 月、12 月

#### 2) 遠賀町起業支援施設業務 PIPIT (ピピット)

受託期間：2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

#### 3) 農山漁村魅力発信事業 (福岡県グリーンツーリズム協議会事務局補助)

#### 4) コンサル事業

(1) 名刺、パンフ等広報物の制作

(2) 遠賀町空き家活用ネットワーク

国交省 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業 事務局補佐

### 2、人材育成事業

#### 1) 参加者評価型ビジネスプレゼンテーション/ソーシャルビジネス・SDGs 研究会の開催

※コロナウイルス感染症拡大を受けて、4 月は開催せず。

(1) 2021 年 5 月 11 日 (火)

(2) 2021 年 6 月 8 日 (火)

(3) 2021 年 7 月 13 日 (火)

(4) 2021 年 8 月 10 日 (火)

(5) 2021 年 9 月 7 日 (火)

(6) 2021 年 10 月 12 日 (火)

(7) 2021 年 11 月 9 日 (火)

(8) 2021 年 12 月 14 日 (火)

(9) 2022 年 1 月 13 日 (火)

(10) 2022 年 2 月 19 日 (土)

【社会は誰ものか！？ 第 15 回九州ソーシャルビジネス (参加者社会貢献型) フォーラム】

(11) 2022 年 3 月 8 日 (火)

#### 2) 九州休眠預金実践経営戦略会議 (第 8 回～第 7 回)

開催日時：2021 年 4 月 6 日、5 月 11 日、6 月 1 日、7 月 6 日、8 月 3 日、9 月 7 日、  
10 月 5 日、11 月 9 日、12 月 14 日、2021 年 1 月 11 日、2 月 8 日、3 月  
8 日

#### 3) 個別相談 毎月第 2 火曜日+α

事業・組織運営、法人設立などについての個別相談を受け付けた。

(定例個別相談日 4/6、5/11、6/1、7/6、8/3、9/7、10/5、11/2、12/7、1/4、2/1、  
3/1)

- 4) 九州ソーシャルビジネス促進協議会（S o f i）福岡事務局  
期間：平成 22 年 6 月～継続中
- 5) 2020 年度九州ソーシャルビジネスサポートネットワーク事業  
日本政策金融公庫、九州志士の会との連携事業  
テーマ：コロナ禍・SDGs 時代のソーシャルビジネス 『女性起業家』のチャレンジ！
- 6) ソーシャルビジネスに関する講演実績（代表理事 濱砂 清）  
期日：2021 年 6 月 24 日 中村学園大学短期大学部 キャリア開発学科  
「今後の地域貢献や社会活動に求められること地域リーダーになるためには」
- 7) 広報業務  
・ S I N K a H P 運営 ほか
3. その他事業 災害支援事業
  - 1) 九州北部豪雨災害復興支援プロジェクト事業  
(ア) 他団体との協働の取組み  
東峰村棚田まもり隊、(株)フラウ、(特活)男女・子育て環境改善研究所と共同体を結成し、東峰村棚田景観保全のための活動を行った。  
○「福岡県で一番小さな村・東峰村 S D G s チャレンジ体験」開催  
実施場所：東峰村岩屋地区の棚田  
開催日：  
2021 年 6 月 6 日 第 1 回『棚田で田植え・かぼちゃの苗植え体験！』  
8 月 7 日 第 2 回『陶芸体験と窯元をめぐりながら里山探検を楽しもう～』  
9 月 18 日 第 3 回『棚田で稲刈りとかぼちゃの収穫体験』  
11 月 20 日 第 4 回『再生した炭窯で炭焼き体験！+ペットボトルピザづくり+里いもほり』  
2022 年 3 月 5 日 第 5 回『椎茸原木への駒打ち体験+つつじの植樹体験』
  - 2) 災害支援事業  
(ア) 現地の方との対話とヒアリング、情報収集、ヒアリング調査  
足りないものの整理、地域ニーズを拾い上げから復旧から復興、事業創出へ  
(イ) 資金集めと分配  
支援募集して民間ボランティア団体へ直接送金  
(ウ) 物資集めと配送  
生活必需品、電化製品、災害現場備品、支援物資集めと現地への搬送
- 3) 休眠預金助成事業への取組み
  - (1) 資金分配団体  
(ア) 新型コロナウイルス対応緊急支援助成（採択 2021 年 3 月 11 日）、実施  
事業名：福岡子ども若者、困窮者応援笑顔創造事業  
副題：いま動くしかない！居場所と出番づくり  
助成額：35,226,000 円（うち分配額 30,000,000 円）  
実行団体 6 団体  
FB 広報「九州ふくおかの明日を創る！子ども若者・困窮者の居場所・出番をつくる

推進協議会」

(イ) 通常枠 ソーシャルビジネス形成支援事業（地域） 採択（2022 年 3 月 3 日）

事業名：SB 第 3 世代による九州位置（地域）価値創造事業

副題：都市農村の多拠点チャレンジセンター連携による感動増幅事業

(2) 実行団体への申請

(3) 資金分配団体・実行団体育成ネットワーク

(ア) 九州で休眠預金を民間公益活動事業促進に有効利活用する人のネットワーク

(FB グループでの情報発信)

(イ) 九州休眠預金実践経営戦略会議開催

4) 福岡子どもチャレンジプロジェクト

コロナ対策をしながらも果敢にチャレンジする子ども、若者、地域づくり、コミュニティ創出を応援するプロジェクト。

## 2022 年度事業報告書

### 1、普及、啓発コンサルティング事業

#### 1) 東峰村観光振興懇談会運営（受託）

受託期間：2022 年 8 月～2023 年 3 月

観光振興懇談会（5 回開催）のファシリテーター業務

- (1) 「東峰村観光振興懇談会」の企画・運営
- (2) 情報共有交換ツールの作成、情報収集、運営
- (3) 観光交流拠点の運営
- (4) BRT 有効活用プロジェクト
- (5) TOH0100 体験事業開発プロジェクト
- (6) 報告書作成

#### 2) 遠賀町起業支援施設 PIPIT（ピピット）運営（受託）

受託期間：2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

業務内容：

常駐スタッフ 1 名

遠賀町起業支援施設 PIPIT 平日 10：30～19：00 の開設時間内の対応

起業支援相談の実施

交流会（6 回）、起業家フォーラム等の開催

ビジネスプランコンテストの開催

HP、Facebook、インスタグラムの運営

スモールオフィスの管理

機関誌の編集発行（第 9 号）

持ち込み企画の実施 6 回

#### 3) 市民公益活動アンケート

第 6 回 ポストコロナ時代における市民公益活動（事業）についてのアンケート

対象：福岡県および九州全域の、地域の課題解決に取り組む組織、および個人

実施期間：2023 年 2月16日（木）～3 月 10日（金）

実施方法：Google フォームへの入力による

周知方法：メール送信、ホームページならびに SNS 等による依頼（約 1,500 件）

回答総数：249 件

#### 4) 「糸島の顔がみえる本屋さん」事業への参加

出版物の販売

店舗運営協力（店番）

5) 行政 SDGs 推進事業者登録

福岡市 Well-being&SDGs 登録制度 パートナー登録

福岡県 SDGs 登録制度 第2期登録

6) コンサル事業

(1) 小山千緑園（アイランドシティ中央公園）名刺、パンフ等広報物の制作

(2) 遠賀町空き家活用ネットワーク（株式会社いまサポおんが一級建築士事務所）

空き家管理への啓発活動 事務局補佐

(3) SDGs 体験商品「みんなのねんど」広報ならびに販売事業

アイランドシティ、福岡市植物園での体験教室、企画営業販売

2、人材育成事業

1) 参加者評価型ビジネスプレゼンテーション/ソーシャルビジネス・SDGs 研究会の開催（会場記載がない場合は、会場は全てフラウコミュニティルーム）

※コロナウイルス感染症拡大を受けて、5月、6月は開催せず。

(1) 2022年4月12日（木）

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】SDGs 時代に使える、多様な人財の活かし方！

～海外就労経験者だから日本国内企業・事業で活躍できることがある～

登壇者 ちくご川コミュニティ財団理事 庄田 清人 氏

WATATU 株式会社代表 岡本 龍太 氏

(2) 2022年7月12日（火）

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】SDGs 実現へ向けて生態系を理解し持続可能な社会へ

登壇者 (株) シンクネイチャー・代表取締役、琉球大学理学部・教授

久保田康裕 氏

(3) 2022年8月9日（火）

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】『革新的技術で挑む獣害対策』

～休眠預金活用事業、事業計画ブラッシュアップ（事業評価研修）事例紹介！～

登壇者 有限会社宮川洋蘭代表取締役、くまもと☆農家ハンター代表、

株式会社イノP CEO 宮川 将人 氏

コメンテーター 合同会社よかごつ代表 大堂良太 氏

(4) 2022年9月13日（火）

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】『耕作放棄地×フレグランス』

～休眠預金活用事業 事業計画ブラッシュアップ（事業評価研修）！～

登壇者 株式会社フリップザミント代表取締役 久川 誠太郎 氏

コメンテーター FANTASIA inc. 共同経営者・プロデューサー 毛利 マユコ

氏

(5) 2022 年 10 月 11 日 (火)

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】『災害に強いまちづくり×若き起業家育成』  
～休眠預金活用事業 事業計画ブラッシュアップ (事業評価研修) !～

登壇者 大牟田ビンテージのまち株式会社代表取締役 富山 博史 氏

コメンテーター 被災地 NGO 協働センター代表 頼政 良太 氏

(6) 2022 年 11 月 8 日 (火)

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】『環境教育 × ツーリズム』

～休眠預金活用事業 事業計画ブラッシュアップ (事業評価研修) !～

登壇者 一般社団法人 E-Yoron 事務局長 池田 龍介 氏

コメンテーター フラウツー代表 阿須賀 芳恵 氏

(7) 2022 年 12 月 13 日 (火)

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】『ひとづくり (ツシマモリビト育成) × 森づくり』  
～休眠預金活用事業 事業計画ブラッシュアップ (事業評価研修) !～

登壇者 一般社団法人 MIT 代表理事 吉野 元 氏

コメンテーター 株式会社にしけい 橋本 良幸 様

コメンテーター 認定・指定特定非営利活動法人地域環境ネットワーク  
三浦 逸朗 様

(8) 2023 年 1 月 10 日 (火)

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】「働き方を変える～ワーケーションの未来～」

登壇者 株式会社 MOLE 代表取締役 CEO 岡崎 友宏 氏

株式会社 HOnPro 取締役 COO 山本 一幾 氏

(9) 2023 年 2 月 14 日 (火)

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】「ソーシャルビジネスは儲からない、その常識を突破する経営」

登壇者 コングラント株式会社代表取締役 佐藤 正隆 様

リタワークス株式会社代表取締役 中川 雄太 様

(10) 2023 年 3 月 14 日 (火)

【ソーシャルビジネス・SDGs 研究会】「日々の対話で気付き生みだした暮らし向上事業」

登壇者 九州みつばち工房代表、山田緑地みつばちプロジェクト代表、NPO 法人  
グリーンワーク会長、有限会社爽環境計画代表取締役 舩本 哲也 様

一般社団法人空代表理事 熊田 芳江 氏

## 2) 九州休眠預金実践経営戦略会議 (第 29 回～第 34 回)

九州経済産業局『SDGs 経営推進フォーラム分科会』

■2022 年 4 月 12 日

○テーマ ～失敗事例から学ぶ実行団体、資金分配団体採択へのポイントと事業成果のカギを握るプログラムオフィサー (PO) の役割とは?～

■2022年5月10日

○テーマ ～九州各地の課題を連携で解決へ！休眠預金の有効活用・可能性をダイアログ～

■2022年6月14日 ～「金融機関と休眠預金の事例」 休眠預金の有効活用・可能性をダイアログ～

○テーマ「地域創生に愚直に取り組む」～リレバンに軸足を置いた但馬信用金庫の取り組み～

但馬信用金庫 常務理事 総合企画部長 宮垣 健生 氏

■2022年7月12日 ～休眠預金✕SDGs 休眠預金の有効活用・可能性をダイアログ～

○テーマ 「なんとかしたい”思い”と事業をつなげるために」

株式会社アソシア 法人本部管理者 大城 篤志 氏

○テーマ 「休眠預金制度の概要および企業の様々なかかわり方」

一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）プログラムオフィサー 芦田 一毅 氏

■2022年8月9日

○テーマ 「捨てるから創るへ 医療系資産の循環型プラットフォームの事業化」～資産処理におけるバリューチェーン横断的なプロセス管理の為の指標化とシステム化～

本城商店株式会社 企画部 部長 森内 安信 氏

■2022年9月13日

○テーマ 「ママドラフト会議が目指す、九州広域圏の未来」

WorkStep 株式会社 代表取締役/ NPO 法人ママワーク研究所 理事長

社会保険労務士、産業カウンセラー 田中 彩 氏

■2022年10月11日

○テーマ 「休眠預金活用事業採択実施とその後の運用」

株式会社きらり. コーポレーション 代表取締役 塚本 薫 氏

■2022年11月7日 ～休眠預金事業に必要な、評価（事業・組織）の基礎基本を学ぶ！～

○テーマ 「非営利組織の組織評価から学ぶガバナンス～休眠預金に必要な組織運営と基盤強化」

一般財団法人非営利組織評価センター（JCNE）業務執行理事 山田 泰久 氏

○テーマ 「成果アウトカムへの確実なアプローチ～Goalを見据えた有効な事業評価とは」

きょうと NPO センター 常務理事 平尾 剛之 氏

■2022年12月13日

○テーマ 「MOM FoR STAR（ママ・フォー・スター）」～沖縄のシングルマザー



のための就業・協働プロジェクト～

株式会社レキサス 執行役員 山川 伸夫 氏

■2023 年 1 月 17 日

○テーマ 「ビジネスで地域課題解決を目指す休眠預金活用事業の取組について」

京都北都信用金庫 常務理事 足立 渉 氏

■2023 年 2 月 13 日 ～事業申請書作成相談会～

○休眠預金等活用制度、活用事例のご紹介 一般社団法人 SINKa 事業経営責任者 外山 伸一郎

○休眠預金等活用事業に申請するための課題設定 ダイアログファシリテーター 濱砂 清

■2023 年 3 月 14 日

○テーマ 「空き家・古民家を活用した シングルマザー向け専用ハウス設立事業のご紹介」

一般社団法人全国古民家再生協会 事務局次長 山名 健太 氏

株式会社秋山立花 代表取締役、NPO 法人全国ひとり親居住支援機構 代表理事 秋山 怜史 氏

### 3) 個別相談 毎月第 2 火曜日+α

事業・組織運営、法人設立などについての個別相談を受け付けた。

相談件数：約 40 件

(定例個別相談日 4/12、5/10、6/14、7/12、8/9、9/13、10/11、11/8、12/13、1/10、2/14、3/14)

### 4) 九州ソーシャルビジネス促進協議会 (S o f i) 福岡事務局

期間：平成 22 年 6 月～継続中

FB ページ更新：2021 年 10 月 31 日～2023 年 3 月継続中 (707 人)

会員数：189 団体 (個人)、(2014 年 4 月末現在)

### 5) 2022 年度九州ソーシャルビジネスサポートネットワーク事業

日本政策金融公庫、九州志士の会との連携事業

内容：日本政策金融公庫、九州志士の会、一般社団法人 S I N K a との連携事業。

主に起業家創出を目的とし、九州全域に於いて起業支援セミナーを実施する。

テーマ：地球をつなぐ SDGs はあたりまえ！

日時：令和 4 年 9 月 7 日 (水)

会場：Garraway F + オンライン

参加者：72 人+3 人=75 人

●基調講演

「サーキュラーエコノミー実現に向けた取り組み」  
(株) JEPLAN 取締役執行役員会長 岩元 美智彦 氏

●事例紹介

「子どもたちが明るい未来を描ける社会を目指して」  
特定非営利活動法人にこり 理事長 松丸 実奈 氏

●事例紹介

「多角的地域振興～こゆ財団（宮崎県）の取り組み」  
一般財団法人こゆ地域づくり推進機構 執行理事 高橋 邦男 氏

6) ソーシャルビジネスに関する講演実績（代表理事 濱砂 清）

(1) 2022 産業カウンセリング第 51 回全国研究大会 in 九州

期日：2022 年 6 月 18 日 オンライン講演

第 2 分科会「人生 100 年時代の産業カウンセリングの課題と対策」

(2) 大分県地球温暖化防止活動推進センター

期日：2022 年 7 月 29 日

「世界中で『環境』が主役の時代が来た地域価値活かしチャンスをつかもう！  
～イノベーションは自ら興すしかない～」

7) 広報業務

- ・ S I N K a H P 運営
- ・ S I N K a F B ページ 3,056 人 (前年度+47)
- ・ S I N K F B グループ (毎日 1 件以上配信) 1,781 人 (-3)
- ・ NPO プロ・Fukuoka 暮らし向上・事業型 N P O 等継承センター FB グループ 345 人 (±0)
- ・ 九州ソーシャルビジネス促進協議会 SofiFB ページ 708 人 (+15)
- ・ 南阿蘇復興支援プロジェクト F B グループ 116 人 (+2)
- ・ 東峰村竹地区棚田景観保全委員会 F B グループ 899 人 (+55)
- ・ 東峰村応援隊豪雨からの復旧・復興情報共有・受発信応援隊 360 人 (+20)
- ・ S I N K a ドラッガーと SB 経営戦略研究会 37 人 (±0)
- ・ S I N K a Instagram 2019 年 3 月 15 日開始 439 人 (+10)
- ・ ふくおか NPO・CSO ネットワーク 433 人 (-12)
- ・ 社会的インパクト評価研修福岡 F B グループ 21 人 (-3)
- ・ 九州 SDGs 行動・事業・経営ネットワーク 854 人 (+117)
- ・ 九州ふくおか防災・災害実働・信頼ネットワーク 648 人 (+4)
- ・ 九州で休眠預金を民間公益活動事業促進に有効利活用する人のネットワーク 170 人 (+67)
- ・ 九州の持続可能な『地域おこし起業家』創出支援ネットワーク 104 人 (+2)
- ・ PIPIT F B ページ 1,329 人 (+40)

- ・九州ふくおかプログラムオフィサー（PO）ネットワーク 6 人（+2）
- ・九州ふくおか移住定住・空家活用推進ネットワーク 257 人（2021. 5. 24 オープン）
- ・食（鳥、獣、自給）と農林水産・環境ネットワーク九州 325 人
- ・九州ふくおかの明日を創る！子ども若者・困窮者の居場所・出番をつくる推進協議会 134 人（2021. 8. 3 オープン）

### 3. その他事業 災害支援事業

#### 1) 災害情報発信および支援ネットワーク構築

- ・Facebook グループ「九州ふくおか防災・災害実働・信頼ネットワーク」運営

#### 2) 休眠預金助成事業への取組み

##### (1) 資金分配団体

(ア) 新型コロナウイルス対応緊急支援助成（採択 2021 年 3 月 11 日）、実施

事業名：福岡子ども若者、困窮者応援笑顔創造事業

副題：いま動くしかない！居場所と出番づくり

助成額：35,226,000 円（うち分配額 30,000,000 円）

実行団体 6 団体

FB 広報「九州ふくおかの明日を創る！子ども若者・困窮者の居場所・出番をつくる推進協議会」

(イ) 通常枠 ソーシャルビジネス形成支援事業（地域） 採択（2022 年 3 月 3 日）

事業名：SB 第 3 世代による九州位置（地域）価値創造事業

副題：都市農村の多拠点チャレンジセンター連携による感動増幅事業

助成額：137,142,800 円（うち分配額 100,000,000 円）

実行団体 5 団体

(ウ) 通常枠 ソーシャルビジネス形成支援事業（地域） 採択（2022 年 10 月 11 日）

事業名：九州のスター的農家による農福連携事業

副題：大規模農家の福祉部門の内在化による地方在住の障がい者雇用創出

コンソーシアム申請：株式会社クロスエイジ・一般社団法人 SINKa・株式会社 ONE GO

助成額：219,867,566 円（うち分配額 150,000,000 円）

実行団体 6 団体

##### (2) 資金分配団体への申請（不採択）

- ・子ども若者、生活困窮者応援笑顔創出事業 不採択
- ・女性・子供・地域の孤独孤立解消事業～安心信頼共感の野外体験コミュニティ再

生～ 不採択

・女性子ども若者等の社会的孤立解消支援事業～社会とのつながり再生と多様な体験機会創出～ 不採択

(3) 実行団体への申請 (不採択)

・女性のエンパワメントで高める地域の防災力リーダー育成事業 不採択

(4) 資金分配団体・実行団体育成ネットワーク

(ア) 九州で休眠預金を民間公益活動事業促進に有効利活用する人のネットワーク  
(FB グループでの情報発信)

(イ) 九州休眠預金実践経営戦略会議開催

(ウ) 九州ふくおかプログラムオフィサー (PO

